

『宮島包ヶ浦自然公園利活用の検討経過と
現在の取組状況に関する報告会』

資料集

【議会編】

令和5年議員全員協議会 議事録、資料

令和5年9月8日

2023年09月08日：令和5年議員全員協議会 本文

○議長 日程第2、吉和魅惑の里及び宮島包ヶ浦自然公園の運営に係る進捗状況についてを議題といたします。直ちに当局の説明を求めます。

○観光課長 それでは、吉和魅惑の里及び宮島包ヶ浦自然公園の運営に係る進捗状況について御説明申し上げます。

初めに、Ⅰの吉和魅惑の里の民間譲渡について御説明申し上げます。

1の経緯でございます。令和5年3月まで約30年間、市の直営や指定管理者等による運営を行ってまいりましたが、近年において施設の老朽化やレジャーの多様化により利用者が低迷し、恒常的な経営赤字が続き、市の財政負担を増加させる要因となっております。そういった経営状況を踏まえ、市の公共施設マネジメントに関する方針及び計画にのっとり、指定管理期間終了後、地域の活性化や地域交流促進に資する取組を取り入れることを条件として、民間事業者へ建物、工作物の譲渡及び土地の貸付けをするための事業者公募を行ったものでございます。

2の公募の状況でございます。(1)公募の開始は令和5年6月5日から実施いたしました。(2)現地見学会は令和5年6月12日から23日で実施し、見学会参加事業者は3社でございました。(3)応募申込み期間は令和5年7月18日から31日で実施し、応募事業者は2社でございました。(4)事業提案に関するプロポーザル審査を令和5年8月8日に実施し、株式会社サクラオブルフリーアンドディストラリー様を買受候補者として決定いたしました。

3、提案内容でございます。(1)の基本コンセプトですが、世界と吉和を結ぶ環境配慮型リスティラリーサイトの構築でございます。吉和魅惑の里、世界のモデルサイトとなるよう、唯一の場所にして吉和地域をはじめ廿日市市に貢献したいという提案を受けております。(2)の事業概要ですが、主なものとして1)でございます。吉和地区の特性である自然や文化価値を最大限に生かし、世界に誇れる環境配慮型のディスティラリーサイトを構築いたします。ディスティラリーサイトでは、ウイスキーを生産する一方で、近年国内外で人気の高まりを見せるウイスキーツーリズムを形成し、吉和への観光を中心とした持続可能な循環した経済効果をもたらすという提案がございました。2)でございます。定期的なイベント開催や、周辺施設との連携的な取組により、大規模な誘客を目指します。3)でございます。吉和の資源を活用し、ウイスキーや洋酒の文化と組み合わせることで、お土産として新たな特産物を生み出し、吉和地域のブランド向上に貢献します。4)と5)でございますが、園内の維持管理及び一部施設の運営を地元企業に委託することに加え、地元雇用を積極的に行うという提案もございます。6)でございます。現在のふれあいホールは、地元で農業に取り組む事業者によるワイナリーとしての活用も考えておられます。7)にもありますとおり、全てを自社だけで賄うのではなく、例えば温泉はクヴェーレや潮原温泉を紹介する、宿泊はもみのき森林公園を紹介するなど、地域の施設と連携することで、吉和地域全体の活性化につなげるといった提案がされております。(3)の建物譲渡価格でございます。譲渡価格3,802万7,000円は、公募条件の譲渡基準価格での提案でございます。建物譲渡価格の下の表、効果額でございますが、これは指定管理を行っていた令和4年度と民間譲渡後の魅惑の里に関する収支の比較表でございます。令和4年度の収入は創作の館使用料収入が約市に70万円、支出については、魅惑の里の指定管理料及び園内維持管理業務等で約4,900万円ほど支出しております。収支合計が約マイナス4,830万円でございました。民間譲渡後の収入でございますが、土地貸付料約370万円、建物譲渡価格約3,800万円を30年というこのたびの提案でございますので、30年で案分いたしますと年間約130万円、収入合計約

500万円でございます。支出でございますが、事業者との調整により、今後管理費用が発生する可能性はありますが、現段階では見込んでおりません。魅惑の里を民間譲渡することで経費削減が図られ、約5,300万円の財政効果があると見込んでおります。(4)の利用者数等でございますが、これも指定管理を行っていた令和4年度と民間譲渡後の比較表でございます。利用者数でございますが、令和4年度は約1万5,000人で行ってまいりました。民間譲渡後は約3万人を見込んでおられます。売上高ですが、令和4年度は約2,600万円だったところが、民間譲渡後6,800万円を見込んでおられます。(5)でございます。施設の整備計画及び施設概要でございます。これは現在の施設の改修等を行い、どのような用途の施設になるかを示した表になっております。

資料の4ページをお願いします。施設の配置図を示しております。表示してあります写真について次ページから少し具体的に説明をさせていただきます。

資料の5ページをお願いいたします。写真のページでございますね。一番上の写真でございますが、現在のRVパークに新築されるディスティラリー蒸溜所のイメージ写真となっております。芝生広場からは金色に輝く巨大な蒸留器を見ることができます。工業デザインと自然豊かな吉和の景観が融合した景色となります。ディスティラリーの中からは広場を見渡すことができ、開放感のある場所で、ウイスキー製造の一連の流れを学ぶことができます。提案によりますと、ウイスキーは原料となる麦芽から粉碎、糖化、発酵を経て蒸留するその製造過程では、人の手だけでは生み出すことのできない自然環境や微生物の力が及ぶとのことございまして、見学等も可能になるようでございます。

6ページをお願いいたします。現在の本館を施設の総合案内を行うビジターセンターとして改修する予定となっております。

続きまして7ページをお願いします。現在の浴室でございますが、こちらは景観を楽しみながらテイスティングが行えるスペースとなる予定でございます。

8ページをお願いします。8ページは現在のレストランでございまして、改修後は軽食を提供するカフェとなる予定でございます。しっかりとした食事については、周辺地域の地元の飲食店で取っていただくという考えを示されております。

9ページでございます。現在のギャラリーでございます。この場所ならではのグッズや商品を取りそろえたショップになり、吉和地域の特産品とコラボしたおつまみなども考案したいと提案されております。

10ページでございます。イベントハウスでございますが、ウイスキーやカクテルが楽しめるパブ、あるいはVIP専用バーにする予定でございます。

11ページをお願いいたします。11ページが現在のふれあいホールでございまして、地元事業者によるワイナリーを5年後をめどに考えているということでございまして、それが始まるまで、ウイスキーを貯蔵している様子を視覚的に感じ楽しめる場とするといった提案を受けております。

3ページにお戻りください。そのほか現在のオートキャンプ場やグラウンドゴルフ場はそのまま活用が可能な形で管理したいという提案となっております。

最後に4、今後のスケジュールでございます。本年12月に国庫補助金等返還に必要な補正予算を計上する予定としております。その後、令和6年3月に国庫補助金の返還、吉和魅惑の里設置及び管理条例の廃止、建物の引渡し、事業用定期借地契約の締結を予定しております。令和6年から7年にかけて買受事業者による建設工事等を行い、令和7年中に吉和ディスティラリーサイトの運営開始を予定しております。

以上で吉和魅惑の里の民間譲渡についての説明を終わります。

それでは続きまして、IIでございます。宮島包ヶ浦自然公園の運営に係る進捗状況についてを御覧ください。上質な宿泊事業の開発促進事業について御説明申し上げます。

1、はじめにでございます。市では宮島の普遍的価値や魅力を広く国内外に向けて発信するために、千年先もいつくしむプロジェクトを推進しております。一方、国において観光庁は、国が誘致できていない旅行者層の獲得と旅行者の消費額拡大に取り組んでおられます。環境省は国立公園満喫プロジェクトを立ち上げ、国立公園の保護と利用の好循環により地域の活性化を推進することとしております。文化庁は文化資源の高付加価値化を目指して取り組んでおられます。そうした中、宮島地域、大野地域の観光関係事業者の方々は令和4年度、令和5年度に観光庁の補助事業、地域と一体となった観光地、観光産業の再生、高付加価値化事業の採択を受け、補助金を活用しながら施設の高付加価値化改修に取り組んでおられます。包ヶ浦地区の整備についても、こうした国の新しい大きな流れと、宮島まちづくり基本構想を念頭に取り組んできております。

2の事業の目的でございます。宮島包ヶ浦自然公園の年間利用者は、平成3年に16万人を超えていたものの、コロナ禍前の令和元年には4万人弱まで下がっており、開設当時のにぎわいや存続の意義が薄れてきております。包ヶ浦地区のにぎわいを取り戻し、恵まれた自然や広大な用地を有効活用するために、新たな活用策を検討する必要があります。包ヶ浦地区は、これまでに行ったサウンディング調査の結果や観光庁が行った上質な宿泊施設の開発促進事業の採択など、高付加価値旅行者の誘客に好評価を受けております。また、高付加価値旅行者の誘致事業は、市の計画にも沿っており、民間事業者の資金を活用して施設整備が行われ、公園内の管理や自然及び景観保全も可能となることから、事業者誘致に向け取り組むこととしております。この事業により、宮島地域への好影響だけではなく、経済の好循環が生まれるなど、廿日市全体の底上げを図ることを目的として取り組むことといたします。

3、これまでの経緯でございます。議会对応についてでございますが、令和4年6月議会で、観光庁の上質な宿泊施設の開発促進事業の応募状況の説明及び公募支援業務に係る補正予算を計上しております。そして4年12月議会の全員協議会において、今後の方針の概要説明を行ってまいりました。地元への対応状況でございます。令和5年1月25日に宮島旅館組合理事の方々へ本事業の概要を説明し、令和5年2月1日には観光庁観光産業課長を招聘し、地方に求められる今後の宿泊施設の在り方と題した講演会を実施しました。そして、令和5年3月1日に島内主要7団体代表者と、本事業に関する意見交換会を実施し、その会の中でもまだ十分に理解が得られていないといった声がございましたので、令和5年4月11日及び12日に宮島コミュニティー様と共催による地元説明会を実施いたしました。

4、これまでの主な意見でございます。この表は説明会であった意見とその意見に対応する内容を示したものでございます。公募募集の見直しを行う事項の内容でございます。これまで説明会などで、海水浴場の存続を求める意見が多くありました。

15ページの添付資料1を御覧ください。右側が12月議会で示しました、これまで示してきた募集案でございます。左側が修正案となっております。右側に示しております海側部分のP1、P2地区の区割りを変更して公共エリアを配置することにより、海水浴の可能な範囲を設定することで対応したいと考えております。次に、転売を心配する意見でございます。これについては転売を認めないこととしまして、市が転売に関する確認をどのようにするかなどは、公募要項に示したいと考えております。次に、災害時の大型ヘリコプター離発着地を求める意見です。これについては、大

型ヘリコプターが離発着できるだけの広さを備えた公共エリア用地を確保し、災害時に対応可能なようにします。自然の保護を懸念する意見については、既に造成されている範囲以外は新たに造成できないことを条件として、募集要項にしっかりと示します。市全体の施策として検討するものの内容でございます。施設誘致により、従業員雇用単価の高騰、従業員不足など、企業運営を圧迫するとの意見については、市全体の課題として別途検討を行うことといたします。現在、ハローワークと協力して、10月に就職ガイダンスの開催を計画しているほか、外国人技能実習生の取扱事業者の説明等についても、市が取り持っていきたいと考えております。次に、オーバーツーリズムに関する意見についてです。市では昨年、宮島ルネサンス計画を策定しております。その中で、特定日などに観光客が集中し、住民生活に影響が出る状態、あるいは宮島島内が混雑し、観光客の満足度の低下がみられる状況、これをオーバーツーリズムと表しております。市の観光施策全体の問題として、引き続き、分散型観光や朝夕の魅力づくりなどに取り組んでいきたいと考えております。包ヶ浦の運営を民間に任せず市が運営すべきとの意見につきましては、平成27年に策定した公共施設再編計画等により民間で対応可能なものは民間に任せるよう市では考えております。その他の内容でございます。事業の進め方に関する不満につきましては、市側から突然計画が発表されたと受け止められ、不安を増大させることになったと反省する面がございます。今後も議会へきちんと説明を実施した上で、速やかに地域にも説明をすることで対応していきたいと考えております。海外企業の進出に対する不安については、事業者の選定において実績や構成事業者をきちんと確認し、慎重に審査してまいりたいと考えております。

5の事業内容の修正でございます。先ほどの説明との重複になりますが、1)公募範囲の見直しについてです。

15ページ、先ほどの添付資料1でございます。右側図面の当初案を左側図面の修正案のように、P1、P2地区の一部を公共エリア1、2とし、新たに市の未利用地を公共エリア3として配置し、沿岸沿いの有効活用を図ります。2)ヘリポート位置の変更についてですが、添付資料2及び3を御確認ください。このたび補正予算で、包ヶ浦栈橋にある管理棟の解体を提案しておりますが、ここを解体後に通常時、消防ヘリコプター等の中型ヘリコプターが利用できるヘリポートを整備したいと考えております。赤く塗ってあるところでございます。そしてそれとは別に、災害等で大型ヘリコプターが離発着する場合に活用できるよう、公共エリア1にヘリポート用地を確保することといたします。これまでは事業用地の中のどこかにヘリポートを確保することを要件としておりましたが、事前にきちんと位置を指定し、確実に利用できる体制を確保します。

6、公募内容の整理でございます。9月補正予算で高付加価値旅行者向け宿泊施設誘致に関する公募要項コンサルティング業務を計上しておりまして、補正予算の議決後、これからの募集資料であるとか要求水準書等の内容を法律面なども含め整理し、時期を見て公募へと進んでまいりたいと考えております。

7、令和6年度以降の包ヶ浦自然公園の管理でございます。指定管理期間終了に伴い、令和6年度以降は休園することとしております。休園といたしますが公園内の立入りは禁止せず、公衆トイレの利用も可能とします。ただし宿泊施設やキャンプ場などの有料施設は利用不可とし、管理された海水浴場の開設は行わないことといたします。当面の施設管理体制については、パトロールの実施や、園内施設の清掃等を定期的に行う予定でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木議員 今、今までの経過を説明受けたんですが、今回全協で。例えば2月1日に宮島で説明されましたよね。たまたま私たちは皆いなかったんですが。そのときに新聞やらマスコミすごい騒いでたのを見たんですよね。それからの経過いうて今度は3月に説明されてますよね。その後はどうなっとるのかを。今回、今皆さんは、あなた方が説明したのは、公募かけて補正予算が通ったら公募かけると言ってるんですが、その補正予算を後から見るんですけど、もうこれありきで決めとるような雰囲気なんですよ。まず地元はどのようになっとるのか、その後地元とは3月以降全く話してないんか、その辺まず聞かしてください。

○観光課長 3月の説明会以後、宮島の方々を対象として4月に3回説明会をしました。そこでもいろいろな意見をいただきました。その後、地域の方々と今度は大掛かりではなく一部の方という話をして、募集要項について話をしてみました。その中で一番は、皆さんが持っているイメージが皆ばらばらだということは気づきまして、ある程度のイメージ、市が望むものを見せないと、安心が得られないということに至りまして、このたびの補正予算できちんと市が求める形ができるように、募集要項としてですね、こういったものを市がほしがっている、そこに対してきちんと手が挙がるかどうかという市場調査も行います。ですから、部屋数であるとか、それで採算がとれるのかというシミュレーションもやってみたいと思いますし、そういったきちんと市の考えをいま一度きちんとまとめて、それでもう一度示して御理解を得たいと思っております。今回については募集要項をまずまとめるための予算を計上しておりますので、それをもって今度は宮島の主要団体の方であるとか、そういった方と話をしていきたいと思っております。

○佐々木議員 いや、それがこの補正予算に書いてないわけですよ、何もね。ただあなたたちのこの今の港を壊してそこへヘリポートを造るとか、その予算をつけて、この見れば、補正予算が通ったらすぐ公募をかける、ほいでこれ地元の理解も得とらんのに、これ見たらすぐ公募かけるんだなと解釈するよ。それじゃったら何にもならんよ、これ。

○観光課長 この予算が通ったらすぐ公募にかけるとことはいたしません。きちんと今回の予算は募集要項を固めるという予算でございますので、その固まった暁には議会にも説明し、地域にも説明してまいりたいと思っております。

○佐々木議員 6番が、これ読んだらすぐ募集をかけると書いてある、補正予算通したら。そしたら地元とは何もしない、そしたら何にも進まんよ、あなたたち。これ読んだらマスコミはすぐそういうように書くよ。それが一番怖いんよ、私は。だから皆さん方がそれをやって、今後まずまちと一番最初の原点がみんな違うてきたんだから、ここは一遍整理して、地元でまずこういう上質なもんがありましたから、それで皆さん旅館組合に説明してますよね。それ以後説明しただけで内容が分かってないから、内容がみんな飛び交いよったんです。それで今回整理するためにこの予算つけられたと言われましたから、そしたらそれをまとめて、一遍地元と本気になってもう一遍話し合って、こういう方向でいくんですがどうですかいうのを話し合うような気持ちはありますか。

○堀野副市長 これまで地元からは、白紙撤回をしてほしいとか、協議会をつくってほしいとかいうような声を聞いております。それで白紙撤回というのは、計画自体を全部戻せと言われとるけど、そこら辺の真意分からないんですが、これはこの計画の最初から同じスタートラインで一緒に話そうというようなことで受け止めております。ですから、このたび補正予算を議決していただいたら調査して、3月までに募集要項をもう一度整理して、先ほど言いましたように、今までいろんなプロポーザルをやっておりますが、募集要項をつくって、あとは提案者にいろんなことを任せるんですけども、このたびは提案者が提案してくるであろうことまで分析した中で、提案者が出る

ような形での成果品ができないかなと思っております。それをもって地元へまず説明に行って、そこからスタートします。ですから、協議会をつくれと言われるところで、このたび例えば観光協会とか旅館組合とか商工会とか地域の方ですね、総代会だったり、その人たちの長とか、地元の議員さんにも入っていただいた中での協議会、それを調整していただけると聞いておりますんで、それを前提にその人たちに向かって説明したいと思っております。それ説明して、その後がいつ公募できるかどうか、そこまで煮詰めていきたいと思ってありますが、それはきちっとやっていこうと思いますので、まずこの成果品ができてすぐ公募するんでなくて、そういう作業をしっかりやっていきますので、ですから地元の方にそういう、こちらが話していく、相手方としっかり調整していただいて、それで行かさせていきたいと思いますので、そこからスタートをして、今までは何もどういう施設になるかも分からんまま、すぐ反対とかいうのが出てきたと思うんです。ですからこういう形の具体的なものを示しながら、そういう中でも、ヘリポートとか海水浴を残すとかいうのこのたび盛り込んでおりますけれども、それに加えていろんな御意見、具体的なのを聞いてやりますので、見切り発車というようなことはなくて、しっかりやっていくので安心していただきたいと思います。ですから、地元の方のそういう話合いのところからしっかり調整して、今の団体の方とやっていきたいと思いますので、調整方お願いしたいと思います。

○佐々木議員　ですから今の6番がね、非常にこれが一人歩きしたときに困るもので、今のことをよく受け止めて、地元と協議しながら、もう白紙じゃないんですけど、これを進めていってもらいたいですよ。そうせんと地元の理解が得られませんよ。今のこの一文でまた引っかかってきますから。その辺をよく注意して、今後やっていっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○堀野副市長　今、説明申し上げましたように、これを受けてすぐ公募はいたしません。ですからそのことはしっかり地元へお伝えいただきたいと思います。そして4月以降、しかるべき日程調整しますので、調整していただいた方との話を始めたいと思いますので、そのことも併せて調整方お願いしたいと思います。

○大崎議員　今の15ページ、修正案のほう見てるんですけども、公共エリア1の中に多分これビーチハウス入ってないですよ。これ確認したいんですけども。

○観光課長　このたび解体する管理棟は赤で示しております包ヶ浦栈橋のところに管理棟、管理棟と言うのがいいのか、待合室と言うのがいいのか、昔はフェリーがここに……

（大崎議員「違う違う」と呼ぶ）

この赤のところに今、ビーチハウスと管理棟こちらの管理棟ですね。

○大崎議員　栈橋じゃなくって、今現にビーチハウスがあるはずなんですよ、シャワー室とか。それが多分公共エリア1の中に多分入ってないと思うんですよ。それを確認したかったのと、何でそんなこと言うのかっていうと、管理された海水浴場の開設は行わないということなんで、泳いでもいいけれども、シャワーも何にもありませんよという状態でやっていくのかどうかを確認したいんですが。

○観光課長　今、実際にあるビーチハウスですね、シャワーがあるところは今入ってません。ここ今入ってるのは、受付をしたりとか、元のレストがあったりしたところは入っております。あれは公共エリア1としようと思っております。今後シャワー等が必要となるのであればそれは検討するんですが、イメージ今しているのは鳴川海岸であるとか、本当自由に使える海岸として、きちんとここには置いておきたいというイメージで、誰もが自由に入れる海岸になろうかと思っております。

○大崎議員 多分その公共エリア2っていうところが、今駐車場になってるところと思うんですけども、だから今おっしゃったように鳴川海岸のようなイメージであれば、まあ泳いでもいいけれども何にもありませんよという形で来年度以降は使ってくださいねっていう方向性で、今公募に関しては佐々木議員もいろいろ言われたんですけども、それが来た後も多分その状態が続くかどうかだけ確認しときたいんですけども。

○観光課長 公共エリア2につきましては、今駐車場を想定しております。そういった中で今後公募でP1地区にシャワーができるような事業者であると、これは望ましいと思います。例えばレストハウスであるとか更衣室であるとか、それが望ましいと思いますが、今現在そういったお約束はできませんので、もし本当にそれが必要であれば、例えばこの全部整理が終わった後に、どうしてもここにシャワーが必要なのだということになれば、またそれは公共エリアとしてどうするかというのはまた考えていきたいと思います。

○大崎議員 これ前も言ったんですけども、P1地区の一番東側になるのかな、汽水域の池があると思うんです。そこに、絶滅危惧種のシバナっていうのが生息してるんですが、これ本当に民間に貸し渡してというか、管理をお願いしていいものなのかどうなのか、ここだけは別にしたほうが良いと思ってるんですけども、いかがでしょうか。

○観光課長 その辺りも募集要項の整理の中で、民間でできるのであればやっていただきたい。それを条件にして、ただ手が挙がるのかどうなのか、この辺りも見極めながら、これは無理ですよということであればそこも例えばエリアから外すであるとか、そういったことを考えていきたいと思います。

○議長 ほかにございませんか。

○吉屋議員 2点ほどだけ教えていただきたいんですが、旅館組合の方のお声はよく聞くんですけど、例えば土産物とか、夏のマリンスポーツであるとか、そういう体験のアクティビティーをやられてる方は、こういったホテルを誘致されることに関してどのように言われてるか、そういった声も聞かれてるかどうかが教えてください。

○観光課長 旅館組合さんとはいろいろお話をしたんですが、例えばアクティビティーをやってるような業者の方というのと個別にまだお話というのはさせていただいておりません。こういったことでもっともっと周知するなりしてって、声は集めていきたいと思います。

○吉屋議員 確認ですけど、いわゆる物産というかお土産物の店舗等々もたくさんあると思うんですね、いろんな事業者の方。そういった方も協議体の中に今後入っていけるかどうか、その点はどうか。

○産業部長 全ての方のアクティビティーでありますとか、お土産物屋さんと話したことはないんですけども、幾人か私も来島したときにどうでしょうかという話を少し差し上げたら、一つはしっかり住民と話してほしいということは前提の上ですけども、そんなに大きな反対という感じは受けておりません。先ほど言いましたように、まずは地域を代表する団体、観光協会とか商工会ありますので、まずそういった代表者の方々と協議の場を持てればと思っておりまして、その後は必要に応じて、ほかにもたくさん組合がありますので、どこまで広げていくかはまずはその代表団体と話をしながら決めていきたいと思います。

○吉屋議員 大崎議員の話に通じるところなんですけど、昔はこの包ヶ浦ってすごく広島都市部から近くてたくさん海水浴の方も来られてた。もう一回包ヶ浦のもしこの高付加価値のホテル等が来たときに、すごく宣伝になると思うんですけど、そういった中で、私も大学時代よく飛び込んだり

してたんですが、なかなかきれいだと思うんです。だから海水浴の方も来られるような形での再整備も一緒に考えていく方向は、今の話だと全くなくなって、今後人が来たら整備するかもしれないけどっていう感じなんです、その辺りはもう一度御見解を伺ってもいいですか。

○観光課長 海水浴客が随分減ってきていると。最大の平成4年ぐらいのときに3万人程度7月8月で来てたのが、今3,000人程度まで落ち込んできております。そういった中でどうするかという問題が大きくありまして、今のところ公共のところで手をかけて海水浴場を開設するとまでは考えておりません。ただ、民間事業者がそういったことをやりたいであるとかそういうことがありましたら、これまた反対することでもございませんで、受け入れていきたいと思っております。

○吉屋議員 最後に1点。先ほどこういったところに来ることによってスタッフの方の取り合いであったりとか、雇用のための賃金上がるっていう説明の後に、このハローワークでの説明とかいう文言がありましたけど、実際にこれ動き始めるのは大分先だと思うんですが、そのハローワークによってっていうところの説明の補足をしていただけたら。何の目的でハローワークっていう単語が出てきましたよね、そこはちょっと私ぱつと理解できなかったんで、どういった目的でそういったことをやっていくのかっていうのを教えてもらえますか。

○産業部長 賃金のアップの問題とかっていう話につきましては、包ヶ浦というのではなくて、今昨今の各事業所の大きな課題として人材不足がある。そこで解決をしていくという意味です。その中の一つとして雇用といえばハローワークっていうところも力ってのありますので、そこと連携をして宮島地域でありますとか、それからその周辺地域、これを対象としたいいわゆる就職ガイダンスといいますか企業説明会、こういったものを開きますよということなので、趣旨としては、包ヶ浦が今回の件がというのではなくて、いわゆる市全域として企業、事業所の人材不足、その中で整理していきたいということで御紹介申し上げました。

○議長 ほかにございせんか。

○大畑議員 何度も同じこと言うようなんですが、国の新しい流れに歩調を合わせてと書いてあるんですが、地方自治から考えて別に歩調を合わせなくてもいいのではないかとということと、合わせるにしても、自然環境の保護と観光資源としての活用ということであれば、今天然記念物の話も出ましたけれども、自然公園として生かす、そこに宿泊施設などを造るんじゃなくて、本当の自然公園の価値を高めるほうが、私は長い目で見たら廿日市市のためになるんじゃないかなと思うんですが、そういう考えはないんでしょうか。

○観光課長 このたび宿泊施設を建設するにしても自然公園を壊すという提案であるとこれは断ろうと思っております。あくまでも自然公園を壊さない中での活用ということで、宿泊事業が一番ポテンシャルが高いのではないかとということでございしますので、その辺りはちゃんと相入れれるようにこちらも対応してまいりたいと思っております。

○大畑議員 壊さない形というより、もっと市が生かすべきだと思うんですが、そういう自然公園の整備をする考えはないかということ伺います。

○観光課長 整備の後の維持補修費、管理費を考えても、ここは民間の力を借りて維持管理をしていきたいというのが今の考えでございしますので、そちらにまずは取り組んでみたいと思います。

○大畑議員 お金はかかるかもしれないけど、お金の換算できない非常に大きな価値があるという考え、捉え方が今進んできてますよね。なんかそういうほうに物事の捉え方、お金を生み出さないけれども、価値があるということを大事にするほうに、市のいろんな取組も方向転換してほしいなというのと、もう一つ地元の理解なんです、いろんな事業、国でもオリンピックだとかカジノな

んかでも幾ら反対があっても納得されてなくても、もう一回動き出したらもう絶対撤回しないというか、どんなにお金がかかろうが何しようが進めていく、ある程度一定の理解を得たという形で進めていけるようなことが多く見受けられますけれども、やっぱり地元が理解というよりも本当に納得、宮島だけでなく廿日市市民も納得したという形をどういうふうに得られるのか、どういうことで納得したと思われるのか伺います。

○議長 今、協議をされるということで、前提で話をされたんで、それを言うと平行になってきますんで、答弁が終わらなくなってくるんですけども、求められますか。

○大畑議員 今まで一定の理解を得たって言っても、なかなか理解を得たとは言えない状態でも、もう実行されてきたことが本市だけでなく日本全国であるので、そこはいいよってというような、もう大多数が考える形でならいいんですけども、そういうところまで持っていけるのかどうか伺います。

○堀野副市長 今、このようになってるのは、宮島の地域において、皆さん一人一人がそれぞれの主観でいろんな意見言われて收拾つかなくなっているのが一つあると思います。ですからそこは市が落とすポイントを責任持って解決していく。ですからその折り合いはこれからしっかりと見どころつけて決着はさせていきたいと思います。

○議長 ほかにございませんか。

○田中議員 複雑な気持ちなんですけども、私議員になって15年なんですけども、当初私、廿日市の基幹産業は木工だったんですが、これから観光ですって訴えて今日の繁栄があるんですけど、今思い出したっていうか前から考えてるんですけど、当時広島県のトップにどうも西高東低じゃなくて広島県は観光においては東高西低じゃないですかと、積極的なああいう政策提案をお願いしますってお願いをしたら、残念ながら宮島が何をしても反対するから積極的には提案できませんって言われたんです。これ非公式の会議ですよ。まさに私も宮島住んでましたから分かるんですけど、地元の反対反対って言うけど、これはステークホルダーが反対してるだけなんで。そういう厳しい中で、50年後に人口半分になるんですよ。100年後の人口3分の1になるんですよ。でもって国は政策として観光産業を取り入れて経済循環していこうと、これが最大の課題っていう中で、この計画があるんだと思うんです。そういう背景を考えたときに、松本市長がそれ取り組んでやろうっていうことを職員の方よく理解をして、とにかく合意形成がまず一番ですから。やっぱりこれ硬化してるのは説明不足、これは政治の不信もあるんです、背景に。信頼されてないというところも、これ僕も反省しますけど。そういう意味でね、職員の方、若いやる気のある職員が地元へ張りついて説得をして、そしてなおかつ募集綱領にちゃんと担保を入れてもらって、こういうことはまずいですよっていうことを地元の住民の意見を聞きながら担保して進めていっていくと。将来、G7にもあったように宮島の子どもが誇りを持てるような政策を、夢を持てるような政策をぜひ訴えていただきたい。これ要望と演説はN Gだけど、お願いっていう形でさせていただきます。その意見を参考にしてください。

○市長 この全協始まる冒頭にも少し申し上げましたけど、この観光産業の新たなトレンドとして、今こうして世界の富裕層を取り入れる施設の整備っていうのも、我が国だけじゃなくて全世界的な潮流になってます。国際観光地である宮島でその方向性を目指していくのは当然のことだと思ってますし、包ヶ浦の自然公園にこうした施設を誘致することは、廿日市全体にとっても、当然また宮島にとっても、必ず大きなメリットになると私たちは確信を持っています。ただ残念ながら、今宮島地域の皆さんに十分御理解いただけてないのは承知をしております。これは私たちの説明不足

も十分反省しなきゃいけませんし、ボタンの掛け違いがあるような気がしております。私たち執行部と宮島のお住まいの皆さんとボタンの掛け違いがあるような気がしておりますし、さらに説明資料等々にも説得力がまだ欠けるものがあるんだらうということで今回補正予算を組ませていただいて、いろんな事例も具体的なものも示しながら、より宮島の皆さんに御理解いただけるような資料にしたいと思ってます。今日は宮島の施設の前に吉和の施設の報告をさせていただきましたけれども、一つ大きな成功事例が提示できたと思ってます。やはり基本は民間に任せることのできるものは民間に任せていくという方向は間違いでないと思ってますし、宮島の包ヶ浦も例外ではないと思ってます。宮島の皆さんと、先ほど協議会という話もありましたけれども、しっかり協議を持ちながら、御理解いただきながら、慎重に進めていきながら、皆さんに御理解いただいた上で、力強くこの事業も前に進めていきたいと思っておりますので、どうぞ議員の皆さんも御理解賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○井上議員 13ページの市全体の施策として検討するものという中に、説明会の意見で施設誘致により従業員、雇用単価の高騰と従業員不足などを書いてあるんですが、実際に宮島観光協会の総会のときの生の声としては、100万円以上使うところのホテルが、今例えば時給が1,500円の宮島の皆さんのホテルの従業員さんの単価を、例えば2,000円とか3,000円とか上げられたら圧倒的に不足するんだということがあったので、そろそろ外国人の採用についてお考えになってはどうかという話をしたら、それももう一部の企業では取り入れてるけども、そんなことが積極的にやりたいとおっしゃったので、この外国人の採用について、宮島で働きたいという魅力はあるのですから、これをやるということで、今回就職緊急ガイダンスやってくださってるので、その答えにはなってるかなと思うんですが、1点だけ採用しても本土から通うことがなかなか難しいので、昔、宮島町時代からの課題だったんですが、従業員住宅というのが、もともとあった町営住宅、市営住宅なんかを活用して何か一緒にやらないと、居住するところがないのと、ホテルは時間が難しくて、皆さん御存じでしょうけど朝8時から夕方5時までじゃないので、そこもう一個、居住の部分も少し一緒に、課が違いますが考えないと難しいかなと思いましたが、この検討するものの中に入ってるので、十分市が考えてるというのは分かるかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○観光課長 従業員住宅の件については確かにこちらにも声は入っております。それはこれから時間かかることではあるので前向きに検討はしてまいります。それとは別にハローワークはあくまでも国内の方で職を探してる方、こちらの紹介はしっかりしていくのと、先ほどおっしゃいましたような外国人技能実習生、こちらもお話をいただいておりますので、皆さんで集まっていただいて、こういった手段もありますという説明会は今開きたいと思っておりますので、両面できちんとその辺りは行政としてバックアップしていきたいと思っております。

○議長 以上で質疑を終結いたします。本日の案件は全て終了いたしました。これにて議員全員協議会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

閉会 午後3時45分

# 令和6年議員全員協議会 議事録、資料

令和6年2月28日

**2024年02月28日：令和6年議員全員協議会 本文**

~~~~~○~~~~~

開会 午後1時34分

○議長 ただいま出席議員が26名であります。定足数に達しておりますので、これより議員全員協議会を開会いたします。ここで報道関係者から写真、ビデオの撮影の申出がありますので、廿日市市議会委員会傍聴規則第9条の規定により、これを許可いたします。本日の案件は、宮島包ヶ浦自然公園を活用した「高付加価値旅行者に対応した宿泊施設」について1件であります。議員間協議について、必要があれば執行部からの説明、質疑を行った後に行います。ここで市長から挨拶があります。

○市長 議員の皆様方におかれましては、予算特別委員会の後、お疲れのところ御参集賜りまして誠にありがとうございます。本日の議員全員協議会の案件は、宮島包ヶ浦自然公園を活用した「高付加価値旅行者に対応した宿泊施設」の1件です。本件につきましては、これまで講演会の開催、宮島島内主要団体との意見交換会、地元説明会を開催する中で様々な御意見をいただけてまいりました。こうした声を公募要領に反映することにより、地元の皆さんの御理解がいただける、また不安の解消を図られる、そんな施設にしていきたいと思っております。この議員全員協議会では、見直しをした公募要領の考え方や施策の検討を行った内容について、改めて御説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 宮島包ヶ浦自然公園を活用  
した「高付加価値旅行者に対応した宿  
泊施設」について

○議長 日程第1、宮島包ヶ浦自然公園を活用した「高付加価値旅行者に対応した宿泊施設」についてを議題といたします。直ちに当局の説明を求めます。

○観光課長 それでは、宮島包ヶ浦自然公園を活用した「高付加価値旅行者に対応した宿泊施設」について御説明申し上げます。

I のはじめにを御覧ください。包ヶ浦自然公園への高付加価値旅行者に対応した宿泊施設の誘致について、市が考える宿泊施設の形態や条件など具体的な内容について整理をしましたので、議会へ御説明させていただくとともに、今後は事業への理解を得られるよう、整理した案について宮島地域の主要団体の代表者の方々に説明するとともに、意見の聴取、そして公募要領への反映を行ってまいります。

IIの9月全員協議会の課題整理でございます。

1の公募要領の見直しを行う事項ですが、左の欄の説明会の意見と、中の欄の説明内容は9月の全員協議会で課題として説明した内容で、右の欄の対応がこのたび新たにお示しする内容です。海水浴場の存続を求める意見に対しては、公共エリアの範囲を見直し、海水浴可能範囲を設定いたしました。後ほど図面で御説明させていただきます。転売を心配する意見に対しては、転売、転貸の禁止を公募要領に明記することとしております。もちろん、このことは契約条項として、事業者が決定した後の契約書に明記されるものとなります。災害時の大型ヘリコプターの離発着を求める意見に対しては、事業者へ協力するよう公募要領に明記することとしております。自然の保護を懸念する意見に対しては、公募エリアを明確にすることで、現在の範囲内での計画を条件とすることが

分かるよう明記します。また、現状維持し、新たな開発をしないこと、必要に応じて植栽をするなど、自然環境の保全、増進に関する事項を併せて記載することを考えています。

2の市全体の施策として検討するものですが、施設誘致により従業員の雇用単価の高騰などを心配する意見に対しては、広域からの雇用を積極的に進めること、宮島地域の人口増を図るためにも、宿舍確保と居住を求めていることを公募要領に明記します。なお、令和6年度予算にガイダンス等の予算を計上していますように、市全体で雇用問題に対応していくことも考えてまいります。オーバーツーリズムを心配する意見に対しても、令和6年度で対応するよう、関連予算を計上しております。包ヶ浦自然公園の運営を民間に任せるのではなく、市が直接運営すべきという意見に対しては、これまでの説明と同様に、民間事業者で対応可能なものは民間に任せるという、公共施設再編計画の方針にのっとり、その考えを継続するとともに、公共ゾーンについては市が引き続き管理を行ってまいります。

2ページを御覧ください。

IIIの公募要領の要点でございます。

1、公募の要旨です。包ヶ浦自然公園は、自然公園法に基づく集団施設地区でございます。現在是指定管理者によって管理運営が行われておりますが、利用者減による収入の減少や施設の老朽化に伴う経費の増加など、将来にわたる市財政への負担が課題となっております。そうしたことから、観光振興基本計画で掲げる一流の国際観光拠点を目指すとともに、増加するインバウンド需要などに対応し、市域全体の観光消費額を増加させるために、土地を売却することなく貸付けによる手法で、高付加価値旅行者に対応した宿泊施設を誘致しようとしたものでございます。

2、市の求める宿泊施設及びターゲット層でございます。市が求める宿泊施設は、これまで宮島地域が紡いできた文化の継承につながり、地域の人材育成にも寄与するようなプログラムを提供するなど、宮島らしい観光に経済的にも社会的にも貢献する施設を求めているように考えています。集客のターゲット層としましては、下の図の赤丸部分、国が示す政策ターゲット層である入国から出国するまでの着地消費額が100万円以上の訪日客としております。現在、我が国の訪日客の99%が黄色に示す部分でございますが、国は赤い三角形の部分の訪日客の拡大を狙いとしております。赤い三角形の部分の訪日客は地方を訪問しておらず、国はこの訪日客が地方を訪れる起爆剤として宿泊施設の整備が必要だと考えております。このたびの宿泊施設誘致の取組は、市の観光振興基本計画に示す一流の国際観光拠点を目指す方向と合致していることから取り組んでいるものでございます。

3ページを御覧ください。

3、事業の提案に当たって求める事項でございます。(1)世界水準の宮島ならではの宿泊施設の整備、ブランド化についてです。事業者を求める具体的な提案は、国内外からの高付加価値旅行者をターゲットに運営する宿泊施設であって、宮島ならではの様々な体験ができ、宮島の持つ本質的な価値への理解促進、自然・文化の保全に寄与するためにどのようなことができるのかという点でございます。次に(2)国立公園にふさわしい特別な自然体験の提供についてです。国立公園における事業であることを踏まえ、施設は周辺環境と調和したデザインであることはもちろんのこと、質が高く居心地のよい空間にするために、この場所ではできない特別な体験として何を提供するのかという点を求めたいと思います。例えば、木々が生い茂る自然の中でゆっくりくつろげる環境づくりや、島の裏手の入浜までのツアーなど、これまでにないコンテンツができることを期待しています。(3)自然と共生する文化の発信についてです。様々な規制や人々により守られ続けた宮島の自

然、文化、歴史の世界への発信の手法も提案していただきたいと考えております。(4)持続可能な地域社会づくりへの貢献についてでございます。市が進める脱炭素化の推進やプラスチックごみの削減のほか、地産地消の在り方、広域的な地域人材の雇用の考え方、さらには施設を整備することによる地域経済への貢献度などについても提案を求めてまいります。

4、事業実施に当たっての配慮事項でございます。ここでは事業者に配慮を求める事項として8つの項目を挙げております。(1)宿泊施設利用者はもちろんのこと、公共ゾーンの利用者に対してもホスピタリティに配慮すること、(2)地元業者の活用など地域経済活動に貢献すること、(3)施設周辺における清掃活動など、地域の奉仕活動に協力すること、(4)地域住民や関係団体に対して協力等を行うこと、(5)地域住民が心配している災害時の大型ヘリコプターの離発着に協力すること、(6)災害時の帰宅困難者へ宿泊施設の提供などの支援に協力すること、(7)環境省、広島県、市などが実施する国立公園管理事業等に協力すること、(8)景観など周辺環境に与える影響に十分配慮することとしております。

5、禁止する事項でございます。(1)の地域の方とこれまでも何度もお話をしてきたとおり、土地、建物に関しての転売、転賃を禁止します。(2)従業員宿舎を除き、個人の居住の用に供する用途には使用できません。(3)会員制利用に制限されるホテルなどへの使用も禁止としております。(4)貸事務所など貸金業法に規定する事業には使用できません。

6、誘致する宿泊施設の要求水準でございます。最後のページに添付しております図を御参照ください。ページの一番右に示しているのが、昨年の地元説明会などで示した最初の図でございます。この図では、公園全てが事業者の活用範囲になるという不安の声がありましたので、真ん中の図にありますように、9月の全員協議会のときにはヘリコプターの離発着も可能なように、海沿いに公共エリアを設けることとしておりました。その後の検討におきまして、左の図にありますように、宿舎施設ゾーンを黄色で着色した部分の1)2)3)としております。4)から7)までの公共ゾーンにつきましては、四角の囲みで記載していますとおり、面積の拡大の提案は認めたいと考えています。しかしその場合は、宿泊施設ゾーンの面積が縮小することとなります。また、公共ゾーン誰もが使える公園地として活用することを条件とする中で、誰もが使える施設、例えばトイレであるとかシャワーなどが想定できますが、そういったものの提案は可能としたいと考えています。資料に戻っていただき4ページを御覧ください。(3)宿泊施設規模ですが、ホテルランクとしては、一般的にスモールラグジュアリーと呼ばれるクラス、政策ターゲット層に関心が高い施設と表しております。極めて最上位のクラスに近い層の宿泊施設を求めています。客室数は上限を50室としたいと考えています。1部屋当たりの平均宿泊料金、これは食事代などは含まない、いわゆる素泊まりと言われる利用形態の場合の料金で10万円以上を最低ラインとします。(4)の建物規模ですが、建物規模は2階を中心に一部は3階建てでも可能とします。主構造は問わないこととして提案に委ねたいと考えております。(5)附帯施設については、宿泊施設利用者以外の利用に供することを求めています。後ほど御説明いたしますが、事業者ヒアリングでは温浴施設を整備したいという事業者が多くおられました。附帯施設としては、スパ、レストラン、カフェなどを期待しております。(6)建物意匠でございますが、文化財保護法、自然公園法等の法律を規定する基準に適合するものいたします。(7)のその他の配慮事項でございますが、宿泊施設等の周囲には景観に配慮して、高木による植栽に努めるよう指導してまいります。これにより、包ヶ浦自然公園の自然がさらに豊かになっていくことを期待するところでございます。そのほか、当然のことではございますが清掃や管理をしっかり行っていたいただきます。

7、土地の貸付け、建物売却条件でございます。(1)の土地の貸付方法、賃貸借料はこれまで御説明してきたとおり、50年未満の事業用定期借地権の設定を基本とし、賃料は囲みに記載のありますとおり、1平方メートル当たり年額約270円を想定しております。その条件のもと、運営状況や地域貢献度など総合的に判断を行い、特約により更新を可能としています。現在想定している宿泊施設ゾーンを全て賃貸した場合には、年額約2,000万円の土地貸付収入となります。(2)土地貸付条件として先ほど御説明したとおり、転売、転貸は禁止です。ただし、これまでに行ったリーガルチェックにおける助言としまして、事業提案の参加企業のコンソーシアムによっては形式上所有者が変わるということはある得るということがございましたので、そういった特殊な場合における条件は別に示す必要があると考えております。ただし、リーガルチェックでの助言内容は、事業者が決まって契約に移行した場合にとされておりますので、公募要領ではその辺りを誤解のないよう記載する必要があると考えております。(3)建物売却です。公園内の建物は全て売却します。売却後の活用については、事業者の提案に委ねることとしておりまして、売却最低価格は魅惑の里のときと同じように、鑑定評価額から解体価格を差し引いた額を予定しており、現段階で価格を囲みに記載のありますように、約3,200万円と想定しております。なお、(1)の賃貸借料及び(3)の建物売却価格については、公募の時期によって時点修正の必要があると考えておりますので、あくまでも現時点における参考値として御理解していただきたいと思います。

8、事業者の条件でございます。ここでは5つの項目を条件として付しています。(1)これまでに同種、同規模の宿泊施設運営実績を有すること、(2)事業計画に無理がなく、期間満了まで安定した経営能力を有すること、(3)審査委員会の委員が属する法人、または当該法人と資本面、もしくは人事面等において一定の関連のあるものでないこと、(4)(3)に定めるものを本事業の提案に関連するアドバイザーに起用していないこと、(5)税を滞納していないことでございます。

9、公募に際するその他の事項として、(1)事業開始後においても、宿泊施設の運営に関して、提案時の水準を遵守しているかどうか市が関与していくこと、(2)地域や市と連携して観光コンテンツの開発に取り組み、宮島のみでなく市域全体の観光振興に努めることを明記してまいります。

5ページを御覧ください。

10、雇用の対応です。雇用については、宮島地域から不安の声が特に大きく上がっていると感じています。市といたしましてもその状況を踏まえ、(1)従業員の雇用に当たっては、本市を居住地として選んでいただくよう、広域からの雇用を積極的に進めるよう要求してまいります。(2)従業員の宿舎については、宮島地域の人口増を図るためにも、宮島地域での宿舎確保と居住を求めています。

11、選定委員の構成については、学識経験者のほか、専門的な見地から公認会計士の方、許認可の見地から許認可庁の関係者の方、地域の観光関係の方、そして地域住民代表の方を考えています。選定委員会をいつ開くかといった明確な時期は定めておりません。公募に移行できると判断したタイミングで、公募要領の審査を行うために初回の委員会を開催したいと考えております。

12、温泉調査についてでございます。令和6年度予算に計上しておりますが、この調査は、事業者とのヒアリングの際に最も興味を示した温泉の存在について調査をしようとするものでございます。市といたしましても、この土地の価値を高めるためにも必要な調査と考えておりますが、温泉源があることが判明した場合は、その事実を公募要領に示し、実際の掘削はかかる費用も含めて全て事業者の責任により行うことを明記します。

IV、事業者ヒアリングの状況です。

1の調査方法ですが、約70社に案内を送付し、回答のあった10社に対し、宿泊施設の規模感や条件についてヒアリング調査を行いました。

2、事業者ヒアリング調査での主な意見でございます。(1)実現性の可能性が高い宿泊施設ランクについては、ランクがスモールラグジュアリー、客室数は30室から50室、1部屋当たりの平均宿泊料金が10万円以上、客室面積は最低でも50平方メートルといった意見が多く聞かれました。(2)想定される建物規模については、地域で不安の声が聞かれた高層建物に関する意見はなく、宿泊施設自体は低階層で、かつ附帯施設として地域開放を想定したスパやレストランなどの整備が聞かれました。なお、高階層の建物は法規制の関係で許認可の取得ができませんし、公募要領にも条件として付すことを考えております。(3)土地の賃貸借については、50年未満の事業用定期借地による方法について、可能、困難、双方の意見が聞かれました。(4)公共ゾーンの設定についてはゾーンの設定及び利用に関し、いずれの事業者においても問題はないとの意見でございました。(5)従業員宿舎ですが、事業敷地内への宿舎確保を必要と考えるとの意見が多くありました。(6)温泉について湧出の可能性があれば掘削し、活用したいという意見が多く聞かれました。

6ページを御覧ください。

Vの経済効果です。

1、現状との経費比較です。一番左に、令和4年度決算における管理経費に係る決算額、その次の列に休園中の公園管理経費、その次の2列が事業者決定後における歳入と歳出を記載しております。令和4年度の管理経費の歳出決算額2,223万円に対し、事業者決定後は、建物売却と土地使用料、建物に関する固定資産税が新たな歳入となる一方、園地の管理に係る経費が令和4年度決算額に比べて大きく圧縮されていることが御理解いただけるものと思います。新たな歳入となるもののうち固定資産税にあっては、資料4ページの宿泊施設規模のところで御説明した上限50室とした宿泊施設のうち、30室の施設が整備されたと仮定したものでございまして、また、建物売却、土地使用に関する歳入についても、現時点における仮定の数値となっております。仮定とはいえ、これまで毎年2,000万円を超える市費を投入し、管理運営をしてきた包ヶ浦自然公園の体質、構造が大きく変わることはお分かりいただけるものと思います。あくまでも参考数値となりますが、令和4年度決算との比較で申しますと、約9,820万円の財政的効果が生まれると見込んでおり、こうした財源の一部を公共ゾーンの管理に充ててしっかりと管理してまいります。

2、地域への経済波及効果予測です。コンサルタントによる試算では、(1)地域物品購入として6,100万円、(2)地域の飲食サービスの利用で1億1,200万円、(3)地域の観光サービスの利用で2億7,900万などの効果があると予測しております。

3、他地域への影響としては、こうした高付加価値旅行者は連泊を好むと言われておりますので、宮島を拠点として、中山間地域など本市全域への波及効果が期待できます。

4、地産地消の促進ですが、市の多彩な食材、水産物や農産物の活用は大いに期待できると考えております。

5、新たな観光コンテンツの開発です。現在も観光コンテンツの不足が指摘されておりますが、その要因として、利用者が少ないということが上げられます。長期滞在が可能となれば、観光コンテンツの需要も高まり、そこに新たな商品開発のチャンスがあると考えております。

7ページを御覧ください。

VI、協議会の設立です。包ヶ浦の活用や公募要領の内容について協議するため、地域の主要団体の代表者と市による協議会を設立します。この協議会において、事業全体のスキームや公募要領案

などを説明して、地域の御意見を伺うとともに、極力地元の意向に沿えるように公募要領等に意見を反映してまいりたいと考えております。協議会の設立と調整作業を円滑に進めるため、協議会で協議すべき内容等について整理するための準備会を早々に開催したいと考えております。

VIIの令和6年度関連予算です。

1、オーバーツーリズムの未然防止、抑制に取り組む全体予算として2,350万円を計上しております。

2、人材の育成確保ですが、人材に関しては地域の不安の声が根強くあることから、就職ガイダンスの開催を考えております。人材に関する問題は全国的なものではありますが、包ヶ浦自然公園に宿泊施設が整備された場合、働き手が取られてしまうという懸念の声が多くあり、そうした不安の払拭をするためにも、雇用の確保に向け行政としてもしっかり取り組むための予算として計上しております。

3、宮島地域の住宅に関する調査検討です。宮島地域における課題として、従業員の住宅確保の課題があります。現状を含め、令和6年度に調査に要する予算を計上しております。

4、観光地の高付加価値化の促進です。(1)の事業者公募支援業務については、公募に至るまでの伴走支援と地域の方々の理解を得ることができ、実際に公募になった場合のサポートまでの業務に必要な費用を計上しております。(2)包ヶ浦温泉水源調査は、宮浜温泉掘削の際と同様に、場所、深度による温泉源の調査を行い、公募資料に提示したいと考えております。ヒアリング調査の際、ほとんどの事業者が温泉の設置について前向きであり、包ヶ浦自然公園の魅力を高めてよりよい事業者に興味を持っていただくためにも必要だと考えております。なお、温泉掘削は温泉を必要とする事業者の費用と責任において行っていただきます。

8ページ、9ページは市の観光振興基本計画の抜粋でございます。8ページに記載しておりますように、これまで訪れていない新たな観光客を確保すること、観光施策を通じて移住定住につなげていくこと、9ページには宮島は一流の国際観光拠点を目指すとともに、市内各地域をつなぎ、集客と経済効果を高めること、こうした計画に沿ってこのたびの包ヶ浦自然公園の活用を検討してまいりました。本事業の推進に当たり、誤解を招くような説明や、説明のタイミングを見誤ったことは反省すべき点として認識しております。今後、丁寧な説明に努めることで必ず御理解いただける事業であると考えており、引き続き前向きに取り組んでまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○広畑議員 全協の説明どうもありがとうございました。その前に、包ヶ浦自然公園に係る高付加価値の宿泊施設の予算が、今から協議会の段取りを進めていくという段階で、当初予算に計上されとることの正当性についてを説明していただきたいと。もし必要であれば、その中身もお願いします。

○村上副市長 まず、今回の予算化についてでございますが、まず今年度、令和5年度の9月にも全協をこの案件でさせていただいております。その際に、協議会を開催して説明をしていくんだと。それは令和6年度4月以降に説明をするというのを当時説明をしていると思います。その中で9月に補正を組ましていただき、公募要領の策定の支援を始めたところ、そこからスタートしております。それは現在、今のこの資料、公募要領をつくっている最中だと。この一連の流れの中におきまして、現在この地域の主要団体の代表者で構成する協議会を設けて、宿泊施設の誘致に関して市の考え、それから公募内容を説明する中で、地域からの意見や要望をこの募集要領の中、公募要

領に反映させる必要がある。そのことから、協議会の開催と支援業務は同時並行的に進めていきたいと考えているところです。業務の内容につきましては、本日の全協での意見、指摘事項、協議会で出された意見への対応に関する助言とか、募集要領、公募資料などに係る公募までの支援、それからその後、地元理解が得られた後の公募開始から事業者選定までのサポート、これら一連の業務を今回の委託料に計上しているところでございまして、公募が前提の予算というものではなくて、あくまでも協議会で御理解をいただきながら、次に進むときに速やかに公募に移行できる、そういった予算であると考えていただければと思います。

○広畑議員 いや、普通は地元と協議会を開いて、市が考える、今まで話あって、公募要領をつかって、それを地元と協議会で論議して、合意、ある程度理解を得た上で、6月補正でも9月でもいいと思うんですけど、それで公募、これで地元の理解も得たから公募の予算を立てましょうって。まあ公募の支援業務委託料が600万か800万ぐらいだと思うんですけど。だとよかったんですが、地元も少しそういうふうには思っていないところが、今副市長が言っちゃったように思われてないことがあって、私たちもこの考え方のよし悪しの前に、地元の理解をしっかりと得てくださいというのを全協でも僕は言ったと思うんですが、一般質問でも地元の議員さんもおっしゃったと思うんですが、そういうことから、この公募をこれから地元の協議会でお話をされるんでしょうが、地元の一定の理解が得られなければ、前に進めることはないということではよろしいでしょうか。

○村上副市長 まずは理解を得るように当然努力をさせていただく。これは市が提案をしている内容でございまして、理解を得る努力を最大限させていただく。その後どうなるかっていうのは説明を何度もした中で、その時点で判断がされることだと思っておりますので、まずはこの公募要領をそれぞれ、今までも既に意見をいただいたものを反映させて、心配事、不安なこと、それから疑問なこと、そういったことを具体的な資料にまとめ上げていこうということで、御理解いただく努力をまずはさせていただきたいと思っておりますので、それでどうしても公募ができない状態になれば、執行ができない可能性は当然あると理解をしておりますので、でも、しっかりと努力をさせていただいて、御理解いただけるように最大限努力をさせていただきます。

○広畑議員 我々議会の場合は、今回の予算を理解して賛成すると、そこから先、多分議会に上がってくることはないと思うんですよ。市と地域の判断で物事が決まると思うんで。そういう観点から、だから公募はこの内容のよし悪しは別にして、しっかりと地元の理解を得てから進めていきますと、しっかりと話をしてもらわんと、頑張りますでは、できれば何かもう少しはっきり言っていただきたいと思うのですが。

○村上副市長 まずは協議会、代表者の協議会ですので、そこで一定の理解を得た中で、次に進んだらいいんじゃないかということは前提としてはあるんだと思います。ですが、それがどういう形のときにゴーするのか、駄目なのかっていうのは、今の段階では具体的に言うことはできないのかなと。こちらとしては、必要なものは全てそろえる、それで理解されない部分はじゃあ何なのか、そういったものを具体的に聞いて、それに対して何度も繰り返しやることによって、それならいいんじゃないかという状況にしていく必要があるんだと思います。それでも代表者ですから、その場面っていうのは。じゃあ地域の全員に、宮島なら宮島の人全員に了解とるのかということは、なかなかそれ現実的ではない。一定の理解されたときに市としての判断も当然あろうかと思えます。

○広畑議員 全員の理解なんてそれはあり得ないと思います。一定の理解というのは、地域の代表の方々が理解をしていただくようお願いしますと言ってるだけなんですけど、しっかりとその辺

は、我々はずっとそうやってきたと思うので。地元の理解がないと進めませんまで、全協でも話をされとるんだから、その辺についてはしっかりとお願いしたいと思います。

○田中議員 僕は非常に残念だよ、今の話聞いて。2人とも言ってることが僕は全然ロジック理解できない。熱意が全然ないし、我々も今まで一生懸命賛成をしてきて、議員にも聞くけど誰が反対してんの。もう反対してるってことは前提条件で事を進めていく必要なんか全然ないよ。宮島の包ヶ浦がどうのこうのってちまちました話じゃない、要するに、人口が半分になって日本の経済も働き手もいなくなるから、外国人、訪日観光客を頼りに日本の経済を再生しようというのが根本にあるわけだから。それが包ヶ浦がどうの、宮島の住民がどうの、全然関係なくて、日本は死んでしまうよ、こんなことやってたら。5兆円ですよ今。

○議長 質疑をお願いします。

○田中議員 そういう話から進めていってもらいたいと望むけど、何だ、ちまちました話で、委員会がああでこうって。もうちょっと熱量持って語ってくださいよ。我々も必死で取り組んでるんだから。

○村上副市長 この事業まさに議員おっしゃるとおり、市にとって必要な事業だと私は思ってますし、これは誰にとってもいいんじゃないかと。要は、きちっとやるべき事業だと十分理解をしています。ただし、これはその地域の住んでおられる方、地元の方がいらっしゃいます。そこをないがしろにして事業を進めるのは、例えば、今後事業者が決まったとしても、地域に受け入れられるかっていうのもありますので、そこは丁寧に進めていく必要があろうかと思います。この事業自体は波及効果も大きいと思いますし、今までなかったことができる可能性は十分ありますので、そういった視点でしっかり説明をし、理解をいただくように努力をしていきたいと。気持ちは同じでございますので、よろしくお願いします。

○田中議員 お伺いしますけども、前提条件として反対があれば中止をしますというふうにしか聞こえないけど、何でそこから出発するんですか、お伺いします。

○村上副市長 先ほど一定の理解、努力っていうのを言いましたけど、反対が1人でもいたらずつとやらないのかっていうことではありませんので、しっかり理解をしていただきながら進めていくという覚悟でございます。

○田中議員 どう聞いても僕にはプレゼンの段階から、これは悪いことするんですっていう雰囲気ではしか聞こえないんですよ。どうしてそんな弱気な発言をされるのか僕はお伺いしたいけど、もう少し強い熱量を持って語ってくださいよ。

○村上副市長 全庁的に、私も先頭に立って信念を持って進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中議員 市長さんも苦笑いされてますけど、お願いしますよ。

○山田議員 すいません、熱い質疑の後、熱量のない質疑で非常に言いにくいんですけど、6ページなんですが、ここへ効果予想を書いてるんですが令和4年度との差額で、市税等2,000万円、その下の固定資産税4,000万円があるんですが、公共の土地であったところを売却したら固定資産税が発生するのは分かるんですが、市税ってあまりにも幅が広いんで、この上の市税は何を想定しての市税になっとるんでしょうか。

○観光課長 この上の市税の2,000万円ですが、こちらは広島県の雇用表の数値から、これぐらいの施設が建ったときに、これぐらいの従業員が確保されるであろうとか、売上がこれぐらい増えるだ

ろうという、いわゆる地域の経済効果から市税はこれぐらい伸びるという想定の数値となっております。

○山田議員 確認です。事業者さんの法人市民税とかそういうのではなくて、その事業全体に波及する経済効果の中から上がってくる税額という捉え方でいいですか。

○観光課長 法人市民税が入ってないということではないんですが、トータル的に係数を掛けて出された数値が2,000万円ということでの全体的な想定となっております。

○山田議員 先ほど副市長がこの事業は誰にとってもいい事業だと思っておられると言われたんですけど、まずはそこだと思うんですね。事業者さんにとってもよくて、観光で訪れる人にとってもよくて、観光関係者のみならず、廿日市市民にとってもいい事業でないといけないと思うんですね。ただ、昨今宮島のオーバーツーリズムは、市民全体の知るところだと思うんです。その中で市民益がどのような形であるのかが、この資料では分かりにくいので、その点を1つ課題として上げさせていただくと、同じ6ページの2と3なんですが、地域への経済波及効果予測と、それに連動して他地域への影響、これだけ高価な宿泊施設がここへ効果をもたらすっていうのが、ちょっとぴんとこないんですが、この根拠は何でしょうか。

○村上副市長 他地域への効果の部分なんですが、ちょうど日本政策投資銀行の調査があります。これは海外へ住まれているアジア、欧米豪に住まれている方、訪日外国人の旅行者向けの意向調査があります。その中で日本に来てやってみたいこと何かというものが1位スキー、2位温泉、スキーをやったことがある人は1位スキーで2位温泉なんです。やったことない人は1位が温泉で、2位が雪景色。まさに、ここ廿日市は私が合併するときに廿日市は日本の縮図だって言われました。海水浴場からスキー場までと。いうことで言うと、廿日市に来ることで日本を体験できるということが売りに、もしかしたらなるのではないかな。この波及効果の根拠ですけど、この高付加価値旅行者は1回の旅行に100万以上使う、そこに連泊をする長期滞在が基本になります。そうしたときに、この宮島を拠点にどこまで行けるか。そうすると、2日目はじゃあ吉和でスキーをやろうということは普通に考えられることということで、その際の受入体制しっかりつくらないといけないんですが、仮にこういうことが実現できた場合には、受入体制の強化も面全体市全体で上げていく必要があるかとは思っておりますので、ここにスキー場、当然ゴルフもそういう対象にあらうかと思しますので、長期滞在を見込んだものだとして理解していただければと思います。

○山田議員 多分最後の質疑になると思うんですが、その受入体制も重要なんですけど、そういった富裕層の方が来られたときに、市内全域を周遊して観光を楽しんでもらえて、また市のためにもなるということになると、大切なのは仕組みづくりじゃないかなと思うんですね。そのためには、市として今度新たに来る事業者とかだけではなくて、既存の廿日市市内の事業者さん、または新たに事業を始めようとしておられる皆さんと地域の影響を考える、もう1つの違った方向性の施策展開もしていく必要があると思うんですが、あくまでも協議会の理解の上の話なんですけど、その辺のことをどのように考えておられるでしょうか。

○村上副市長 今、市ではいわゆるDMOという組織を検討しています。そのDMOは、宮島も廿日市全域も含めて受入体制をしっかりつくっていく。その中で、ほかの地域でもDMO、DMCが受け皿になってそういう案内をする。いうことで、そこに新たなものをつくっていく必要があらうかと思えます。でも、その中の構成メンバーは地元の事業者になりますから、しっかりそこで連携を取って、両観光協会とDMOがつくる形にならうかと思えますので、協会や商工会等も連携して対応していこうと考えております。

○山田議員 支援のことも重々考えんといけんと思うんですね。こうやって新たなものを呼び込もうとするわけですから、既存の事業者さんたちに対しての。その辺も念頭に置いておいていただけたらと思います。

○中島議員 これ田中議員、山田議員も同じようなことを言ってるんだなと思って。対極的には皆さん、観光立国日本ということで3千五、六百万人ですかね、インバウンドは。今後2030年に向けて6,000万人ということでやろうという大きい国の観光庁、国の方針を受けてやろうとしてるんですけど、皆さん総論賛成各論反対というところと、9月の協議会やって、かなりその辺のところがどんどん詰めてきてると。先ほど協議会のほうで準備会という話をされたんですが、まずその協議会準備会っていうのは、どういうメンバー構成どうされるのか、まずそこをお聞きします。

○観光課長 準備会は協議会を進めるための共通認識であるとか、こういった進め方、あるいはメンバーであるとか、そういったことも含めて、いろいろ事前にお話をしてみたいと思っております。これまでどうしても行政主体で進めてまいったので、いろいろ相談をしながら進めていくためにも、協議会の前段としてまずはいろいろな話をしてみたいというのが準備会のメンバーでして、主要団体、今考えてるのが観光協会の代表の方、商工会の代表の方、旅館組合の代表の方、総代会の代表の方等々を考えております。

○中島議員 というと、ほとんどこれを直接関係される方がメンバーになろうかと思うんですけども、これは2ページの目指すべきゴールっていうんですか、官公庁の資料の中で、今まで来てないハイエンド層っていうかトップハイエンド層っていうんですかね、そういう方たち今まで日本にあまり来てない人たちを誘致することになろうかと思うと、今まで現状、観光でオーバーツーリズムの問題ありますけども、見えないところがどんどんクリアしていただかないと、やはりそれが不安で、不安というのは見えないから不安だと思うんですね。それをどんどこできるだけ低量化に見える化していただければ、その問題がどんどん取れていくんじゃないかと。その辺を準備会協議会でもどんどんすり合わせしてやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○観光課長 これまでの反省点として情報が少なかったのと、こちらの説明不足は本当に反省してるところでございます。ですから準備会での協議事項の一つとは考えておりますが、この協議会の結果についてもどのように公表していくかも含めて話をしてみたいと思いますので、できるだけ情報を与えて、そうすると必ず理解いただける事業であると思っておりますので、要は説明不足から招いた不安ということを払拭していきたいと考えております。

○高橋議員 前回の全協のときに、地元の方からの中国資本が入ってきて、岩国基地も近いんで何かされるんじゃないかということがあったりとか、そういう外国資本が入ってくることへの危惧があったと思うんです。それと、今テレビなんかでもよく見ると、北海道のニセコとか、沖縄の宮古島なんかでも外国資本が随分入ってきて、ホテルなんかがたくさん入ってきているということがあって、そこら辺も地元の方は心配されるんだと思うんですけど、そういうことに関してはどういう状況になるのか、そういう心配はないのか、転売については歯止めをかけるということだったんですが、そこら辺について伺いをいたします。

○観光課長 まずそういった不安を絶対的に排除するためにも土地は売らないってことを前提条件としております。これは、条件としてはかなり厳しくて、金融機関の投資が受けれないということで難色を示す事業者も多くいらっしゃいました。でもそこは譲れない条件だと思っておりますので、これは突き詰めていきたいと思っております。それと、もう1点問題によくなるのが、企業が倒産した場合に、その建物の帰属がどうなるのか、取壊しもできないということが起こります。そ

ういったこともリーガルチェック上では一応助言をいただいております、もし万が一のときには、こちらの名義になるということを含めて記載するなどして、対応をきちんとできるようにやっておきたいと思っております。その詳しい内容については、これから詰めていかなきゃいけない部分も多々あるかと思いますが、そういった心配がないように、絶対に土地は市のものであるという大前提の中で、もちろんそういった経済的にも経営をしていける事業者をきちんと選ぶんだという中で進めていくべき事業だと思っておりますので、その辺は御安心いただければと思います。

○高橋議員 あと、先ほどの山田議員の質問とも被るんですけども、経済波及効果、市に波及効果がないといけないと。そういう外国人の方、アクティビティだとか、文化体験だとか、日本でしかできない、ここにも書いてありますけど、ここでしかできない体験などを開発していきたいということで、昨今で言ったら、お城に宿泊するので100万とかいうのもメニューに出たりしてるんで、外国人の方からすると神社仏閣がある宮島はすごい魅力的だと思うんですね。だからまずそのアクティビティができるような、そういったことを開発できる地元の若者とかそういうことも要りますし、神社仏閣でいうと大聖院さんとか、いろんな嚴島神社さんとか、そういった方々の理解も得てほしいと思うんですが、そこら辺についてはどうでしょうか。

○観光課長 こういった高付加価値旅行者が好むツアーというのが、複数のコンテンツをストーリーを持ってつなげて回れるということがよく言われます。ですから、宮島のそういったコンテンツはもちろんのこと、中山間であるとか、そういったものも行政も積極的に入って、そこにまた新しいビジネスチャンスもあると思っておりますので、そういったバックアップもしながら、新しくできるDMO、新たに來られる事業者の民間視点、こういったことも取り入れながら協力していろいろ取り組んでまいりたいと思っております。

○議長 ほかにあと何人おられますか。ここで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

休憩 午後2時29分

再開 午後2時45分

~~~~~○~~~~~

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ほかに質疑はございませんか。

○徳原議員 前回の全協かちょっとあれですけど、懸念材料ということで地元の業者の方が新しい施設ができることによって、今人手不足ということもあって、従業員がひよっとしたら新しい施設のほうにという懸念もあったかと思うんですけど、そういうこともあるけど説明の中でいくと、全体が行ってみたい、働いてみたいっていうことの効果が出て、仕事しながら廿日市に居住しようとか、そういう効果もあればいいんですけど、その辺の考えはどうですか。今度そういう懸念に関して。

○観光課長 全国的なことではございますけれど、観光業やサービス業への従事者は減少しております。雇用確保が大きな課題となっております。御指摘のとおり、ただ新たな事業の進出は、働く人にとってのチャンスとも逆に言えると思います。ただ、地元の方の危惧の声も重々承知しておりますので、公募要領の案にも示していますとおり、まず広域な地域からぜひ連れて来ていただきたいということですね。人口を増やすためにもぜひ連れてきていただきたいということと、従業員宿舎についてはきちんと敷地内に確保していただきたい。この2つは公募要領に明記したいと思っております。

○大畑議員 そもそも私はこの事業自体がすべきではないと思っていて、いい事業だと思ってられることそのものも私はちょっと理解できないので、そういう考えの人もあるということは、私少なからずいるということは分かってほしいなと思います。それでインバウンドなんですけれども、補正予算のときに反対したとおり、長期的に見てインバウンドは日本の経済を牽引する力はないっていうふうに学者も専門家も言っているとおり、インバウンドもありがたいですよ。でもそこに期待するのはそこまでなくて、本当は日本人がもう少し豊かになって、今までは安いとこ安いとこを探して泊まっていたのを、ちょっといいとこに泊まろうかなとか、そういうふうに思えるような経済状態しないといけないなと思うんです。それは国の政策にもあると思うんですけれども。それで、インバウンドに期待していいのかどうかということをお聞きします。

○観光課長 一つ、国の施策として資源がなくなってきて生産性が落ちてきた日本の活路の1つとして、観光業ということと言われたのは確かでございます。そこでいろいろな調査の中で、特に欧米の方々のいわゆる高付加価値と言われる方々のアンケートを見ますと、日本に行きたいという、アンケートでも高い数値が出ている。ここに1つの活路はあるんだと思っております。決してインバウンドに限るということをするつもりもございませんので、別に国内の方でも結構です。ただ、いろんなところの方が来れる、今来てない方をターゲットにそういった方もぜひ呼び込んでいきたいという成長の一步だと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○大畑議員 協議会についてなんですが、地元の方の理解を得てということなんですが、これまで市がやると決めたらもう絶対に、いろいろ問題があっても反対あっても引かれませんか。保育園の民営化にしても。一定の御理解をいただけたということで。ほかのこともそうですけれども。私は理解ということじゃなくて、言うておられることは分かるけれども、納得して賛成できるという状態でないと、それは1人2人反対したからといってできないということと言ってるわけじゃなくて、納得できないもの、深いものが私はあると思うんですよ。だからそこをちょっと柔軟に、引くことも考えるべきだなと思うんですが、どうでしょうか。

○観光課長 その辺りを、やはりこれまでの説明不足ということはあると思います。個々の事業をされてる方にとって賛成できる、できないということはあるかと思うんですが、廿日市全域で見るときに必ずメリットはあるんだということをきちんとお伝えして、理解を得ていくように努力をしたいと思います。

○大畑議員 反対する事業なんですけれども、ただ具体的などころも聞きたいと思います。ヘリポートについてなんですが、通常時と災害時、緊急時書かれておりますが、当然こういうセレブの方は松大汽船に乗って来られたりはしないと思うので、もうヘリコプターとかクルーザーとかで来れると思うんですが、通常ときはその方たちがヘリポートを利用されるということですね。

○観光課長 この包ヶ浦地域の公共ゾーンを設けるのは、いざというときにヘリコプターが離発着できるだけの空中を確保しておこうというのがまず1点です。それとは別にやっているのが、今包ヶ浦栈橋のところに使われていない昔の切符売り場のような建物であります。これはもう廃屋になって危ないということもあって、これは壊して更地にして、そこはヘリの離発着も可能なぐらいの広さがあるので、そういったことにしたいというこの二本立てになっているということでございます。

○大畑議員 ということは、高付加価値宿泊施設を利用する方が使われてもよいということですね。

○観光課長 それは恐らく包ヶ浦栈橋のところを言われてるんだと思うんですが、それはそうですね。その方々も使えますし、今現在で実際にヘリコプターの利用が弥山山頂への汚泥の搬出、こういったものは広島県がヘリコプターで行っております。そういったときの離発着についても、包ヶ浦栈橋のところにできた広場を使っただけだと考えております。

○大畑議員 それで海水浴ができるところの場所を移動させられましたが、宿舎施設ゾーンのところに海岸がありますけれども、プライベートビーチにはしないということなんですけれども、一般庶民がそこに宿泊施設ゾーンのところまで入れるのかどうか、入ってはいけないのかどうか伺います。

○観光課長 海岸につきましては、広島県管理の公有水面になっておりますので、入ることは可能でございます。その辺りを規制することは考えておりません。ただ、海水浴場についても今のような公がきちっとネットをしてというような、海水浴場の整備まで考えてはないので、これは例えば事業者がやりたいということがあれば、そこについて別に反対することではないと考えております。

○大畑議員 海岸のほうで海水浴場可能区域では一般の市民というか、その宿泊者以外が泳いでもいいということだと思うんですが、ここに泳いで、シャワーを浴びたりするような施設はないわけですね。泳げますよというだけですかね。

○観光課長 今現在、そういったシャワーの設備をやる予定といいますか計画はございません。ただ、こちらが海水浴客が増え、行政として必要だということになれば、もちろんそういった今ちょうど、図面で言いますと一番左の緑の公共ゾーンというものを残しておりますので、あの辺りに整備するとか、そういったことは時代の流れとして考えれる。そういったこともあって公共ゾーンはしっかりちゃんと確保していく考えでございます。

○大畑議員 高付加価値宿泊施設は、日本で同じようなことで誘致既にされているところがあるかと思うんですが、その状況を見て何か課題があったり、本市と違う点、同じような点があれば教えてください。

○観光課長 この高付加価値事業に同じ時期に選ばれたのが13地域でございました。そこについて聞いて目立った動きがあるところは、まだ今のところはないと伺っております。

○水野議員 事業者についてお聞きしたいところがございます、今のお話も聞いておりますと、結構条件的にも厳しいというか、企業にとっても厳しい条件があると思うんですが、このヒアリングを行ったということで、民間企業の実際の反応であったりとか、どういう規模感でやられようとしているのか。また、この部屋数で採算がとれてやっていけるのかというところが気になるんですが、その辺りについて。

○観光課長 ヒアリングにつきましては、70社に送って、そのうちの10社でいろいろ具体の案を聞いております。一番のネックとなるのは、土地が買えないのかという意見はございました。でも、それはもう売らないとはっきり言っておりまして、そういった中で手が挙がらないかもしれないという事業者もいますし、それでも構いませんという事業者もいたことは確かでございます。そういったことも含めて、採算性のところでございますけれど、実際そう聞いたときに、例えばどれぐらいだったらってということで、事業者の中ではビルのような200室は欲しいと言ったところもありましたけど、それは考えていないということを伝えておりまして、だから30室から50室ぐらいでどうかということになったら、それはそれで採算が取れるということも聞いておりますし、実際に専門家にこちらでお願いをして、採算がとれるスキーム、実際にそこで手が挙がらなければ意味がないこ

とでもありますので、手が挙がるだろうかというその実現性を聞いたところ、それは大丈夫だという意見もいただいておりますので、その辺りは問題ないと思っております。

○水野議員 その規模感だったら、その懸念材料としては、オーバーツーリズムがこれからも対応していかないといけないというので、ここに入ってきたらまた人が多くなって対応が困ると思うんですけど、大体年間どれぐらいの利用客というか、想定されてるのか。

○観光課長 実際に客室30室の施設で稼働率85%として考えたときには約9,300人、これを50室にすると1万5,500人になるのではなかろうかという想定の中で考えておりますので、50室以下ということだと1万5,500以下の人数が、これ365日ということでありまして、でいくのではなかろうかと考えております。

○水野議員 あと、宮島の方の意見もということで最初もあったんですけども、協議会を今回開かれるということで、もちろん協議会でそういった主要団体の、先ほどおっしゃってた観光協会だったりとか、いろいろ旅館関係の方もそうなんですが、それ以外の方にもしっかりお伝えをして、そこだけの意見じゃなく宮島でやられている事業者の方にもしっかりお伝えをしていただきたいなと思うんですが、この協議会の結果をそういった他団体含めて伝えていく姿勢は絶対必要だと思いますし、そこがないと理解も得られないなと思うんですが、その辺りの対応について。

○観光課長 協議会で了承いただければそれでいいと思っておりますし、だからそこにももちろん一生懸命説明をして、それから本当に公募ということになれば、きちんと地域の方にも説明をしたいと思っておりますし、問題のないように情報も全て出していきたいと思っております。

○林議員 2ページで公募の要旨の7行目に観光振興計画で、一流の国際観光拠点を目指すというくだりがあって、この観光振興基本計画ができたときは、包ヶ浦は現状のままの状態の基本計画できてって、その中で一流の今の宮島を一流の国際環境拠点を目指すということと思われるんですよね、そのときの意図としたら。それに降って湧いたように今回の高付加価値の包ヶ浦が出てきたということは、やっぱり基本は今の宮島の商店街やホテルが国際観光拠点であって、さらにそれに上乗せでそういうふう今回の高付加価値拠点ができると捉えたほうが自然だと思うんですけど、なんか降って湧いたんで、それをもう国際観光ということにくっつけてしまうんじゃないかと思うんですけど、その辺の意図をお聞きします。

○観光課長 この観光振興基本計画ができたときには、まだ、いわゆる今で言うインバウンドはそんなに宮島には訪れてないという状況にございました。そのこともあって、そういった方もぜひ訪れていただける宮島にしたいという思いで、一流の国際観光拠点とここで表していると捉えております。その後、包ヶ浦に対してケビンの改修であるとか、27年2月の全員協議会だったと思うんですけど、そこで一生懸命これから取り組んでいきますということを言って取り組んだんですが、なかなか利用者の回復が図れなかったということで、この観光振興基本計画に沿った中で、新たな施策として今包ヶ浦をこうした高付加価値の宿泊事業を誘致したいということにつながっているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○林議員 ということがあって、そういう経緯があるということ踏まえてもらって、もともとの地元いうのですかね、そこは協議会でしっかり声を聞いていただきたいというのが1つと、もう1つ細かいことなんですけど、この中で施設を高木で植栽するとか、温泉地の調査もそうなんですけど、宮島いうたら自然のままであり続けるということで、いろいろな法規制もあると思うんですけど、今の高木で植栽とか、温泉地の調査とかいうことが、そういう網に引っ付けたときにどうなのかなというのを個人的には心配したんですけど、その辺をお聞きします。

○観光課長 まず、理解を得られるための説明についてはしっかりと行ってまいりたいと思います。2点目の自然破壊といいますか文化財保護法や自然公園法の基準に適合した中での、あくまでも事業でございますので、こういった誤解もある、新たな開発をするとか山を切り開くということはずしないのが大前提で、もともとは植栽で建物を隠すという指導があった時期もあるんですよ。海上からの景観ということがあって。自然環境の保護保全、復元につながるような提案を期待しておりますので、逆にここでこういう宿泊事業者が来ることで、自然が逆に豊かになるんだというような提案を求めている、期待しているところでございます。

○岡本議員 去年の3月10日に会派合同説明会があって、そのときには地元が反対の声が上がっていたという状況の中で、私が地元に対してしっかり説明をします、理解を得てもらいます、賛成をしてもらうまでは、市長が答えられたんですが、そういう説明ばかりじゃ何の担保もないじゃないかというて私が言い、市長が地元の理解が得られない限りは予算執行も事業化もしませんと言われたんですが、その後、9月の補正で予算が上がって私もえっと思って、来年度予算についても4,200万円余りが管理予算で上がっておりますが、このことについて私が担保がないと言い、それを担保にするとされたことと矛盾しませんか。まずそれを聞きます。

○観光課長 まず、今回の予算でございますが、昨年の9月議会に補正をして、まず公募要領案をつくり出すというところから始まっているんだと思います。そこでまずしっかりと要領案を固めて、協議会なり地元に出て行くというのは、その当時の堀野副市長が全員協議会でもお話をしております、そのときに同じように言っているのが4月から協議会を開催する、要領案をこの3月全員協議会で議員の皆様説明した後に4月から地元と話をしたいということに基づいて、4月すぐに我々としても専門家ではないので、そういったアドバイザーなりの予算が必要だということで予算を組ませていただいております。ですから、今の予算というのはアドバイザーと、実際に公募になった場合のものが、もう1つのものになっているので誤解を招いたという反省はあるんですが、中身自体は2つ3つのものが入っていて、そういった事業の予算になっているという御理解でいただければと思います。

○岡本議員 先ほど観光課長の説明の中で公募に移行できると判断するまでは、選考委員会は開きませんというような話もされました。公募に移行できるというその判断基準、何をもって公募に移行できると判断をするのかというのも、これも担保として聞いておきたいんですが。

○観光課長 ただいま明確な、こうなったらということはないですけど、例えば協議会を何回で終わらしますといったことは考えておりませんので、きちんと理解が得られるまで何度もやって、その後きちんと地域にも説明をして、そういった風土ができたということを感じられた時点で選定委員会へと進んでまいりたいと考えております。

○岡本議員 最終的に理解が得られたというその判断、最終判断をするのは執行部、市長ということでしょうか。

○村上副市長 その判断基準っていうものを今すぐ簡単に何対何とかそういう話ではありません。反対、もしその時点で理解が得られてないことがあるとしたら、それはどういう理由なのか、そこにどんな意見があって、これは確かに難しいなという判断になるかどうか。その時点で考えるべきものかなと。ですから、これまで言われていた意見については、心配の声については、こうやって1つ1つルールをつくってきました。その中で、またさらに、いやこれはもっとこういうことがあるということがあれば考えていかないといけないんですが、いや何もないのにどうかっていうことに

なれば、少しその時点ではいろいろ判断が下されるのかなと思ってますので、そういうことがないように、まずは皆さんの理解をもらうようにしていきたいということでございます。

○梅田議員 3点あります。手短かに1点ずついきます。客室の平均単価、今回案として出てきたのが10万円ということで、一方で着地消費が100万円以上ということで、連泊長期滞在が当然前提にはなるんですが、これバランスはとれてるんでしょうか。

○観光課長 この10万円というのは、客室1部屋当たりの素泊まりの料金ということで、ここに例えば食事であるとか、お土産であるとかということが載ってきます。で、そこで1泊で1人が二十数万はかかるかなと思ってますので、夫婦だと50万程度という想定はあります。それともう1つが、高付加価値旅行者の平均宿泊、日本での滞在期間が約13日と言われてます。そこで100万以上使うということですので、今の計算で1人が二十何万使うとしても13日ということになると300万近くの消費が落ちる。その中で、廿日市いわゆる宮島地域にどれだけ長くいてもらえるか、それが我々の狙いだと思っておりますので、そして長くいることで中山間地域であるとか沿岸部、こういったところをぜひ巡っていただきたい。そうして消費喚起につなげたいということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○梅田議員 残り2点、従業員の奪い合いという懸念に関連します。今回の資料の中で、雇用を外部から広くというイメージがあるんですけども、昨年皆さんと一緒に飛騨高山に行って同じ質問をしたときに、どこまでの強制力があるか分からないんですが、外部進出があるときは、一定割合雇用を外部から連れてきてもらうということを言われてるんですが、そういった内容は盛り込まれる予定というか、地元の説明の中でされるかどうかということを伺います。

○観光課長 その辺りは外部人材をどのように連れてくるかという提案を求めたいと思ってます。ただ、絶対外部からじゃないと駄目ですよというのもなかなか言いづらいところではあるんで、きちんと外部登用、それは定住移住を増やすという市の目的もございまして、そこをぜひやっていただきたいということが1点と、定住者を増やすということで従業員宿舎をきちんと確保していただきたいということを示していきたいと思っております。

○梅田議員 最後です。その従事者の奪い合いということで、育成というところで、今回の事業者もそうですし、島全体だったり廿日市全体で観光従事者を育成していくっていうところは大事じゃないかと思ってんですが、今回の最後のページに人材の育成というところは、今のところ予定が就職ガイダンスの支援ということなので、その育成ということを今回の事業者に求めるような公募は入るんでしょうか。

○観光課長 実際にその事業者そのものが育成ということになるかどうかは分からないんですが、いろいろヒアリングする中で、自分たちとしてもそういった高付加価値のお客様用のコンテンツをつくるという意欲はありました。そういったときに、ぜひ行政にアイデアであるとか情報は教えていただきたいということがございました。新たなビジネスチャンスということもありますので、その辺りはきちんと行政としてもバックアップしていきたいと考えております。

○吉屋議員 この事業にしてもそうなんですけど、核になるのはDMOじゃないかってずっと思ってるんですね。この施設ができるにしても、今後のことを考えたときにもDMOの役割ってすごく大事だと思います。先日ミートアップビズに参加して、いろんな業種の方が名刺交換しながら新しい事業ができないかっていうのを話し合ってる、すごい熱気のある現場に行ったんですけど、例えばレストランで観光業、廿日市全体のそういった枠組みをつくるミートアップビズみたいなものも、DMOをつくるのと一緒に走らせていかないと、じゃあいざできたときにいいコンテンツがで

きてない、新機能のAのエリアにも車で来られた方がもしかすると周遊してくれる可能性が、吉和のほうにも行ってもらえるんじゃないかなと思うので、その点について今後どういうふうに取り組んでいけるか、その1点だけお願いします。

○観光課長 確かにこのたびの事業を含めて、今後観光であるとか、商工業であるとか、農林水産業、その他いろいろつなげることにについて、DMOは重要な位置だと示しております。ですから、形だけのDMOにならないように、しっかりとした人材であるとか、そういったことも2年間かけてつくっていきたいと思いますので、そこで本当に観光を基幹として産業としてどのようにやっていくかということを真剣に考えていきたいと思います。

○田中議員 さっき村上副市長に大きな声出したんで、謝るつもりで再確認いたしますけど、この施設は地元にとって迷惑施設だと思ってるんかどうかお聞きしたいんですが。いかがですか。

○村上副市長 今日いろんな御意見をいただきました。この新たにできるかもしれないというか、新たに誘致しようとしてる施設は、一流の旅館ホテルというイメージを持てます。それが迷惑施設かって全くそういうことは思っておりませんので、ある意味一つの起爆剤になるんじゃないかなと思ってます。新機能のAエリアが一つの起爆剤ですし、宮島の包ヶ浦も大きな起爆剤で新しいビジネスチャンス、体験観光も生まれるんじゃないかと思ってますので、市としてしっかり必要な事業だと思ってますし、信念を持って進めていきたいと思います。

○佐々木（雄）議員 12月にやったときに、新たな副市長が来られたときに、地元の協議をどうしてもせにゃいけないのんだらうと4月から思ってたわけですよ。だけど、今もう過去の話ですが、副市長になられたときに、今度私この担当ですよと、今、地元のは非常にもめてますけど、やりますのでいいですかという話合いもまだ何もないんですよ。今、たまたま協議会の協議会を立ち上げませんか言うて、この間部長から言われましたから、それは相談しようって言いましたけど、ただ、私が一番心配してるのは、こないだの新聞に副市長がコメントされましたね。ほいで、地元の総代会長さんがコメントされてますよね。そこで私たちも実はこの予算に気がついた。その前の日にたまたま私らこの予算書もろって、帰った朝これを見てびっくりして、本人探したら本人いなかったんですよ。本人だけが何で分かったんかなと思うぐらい総代会長さんコメントされてまして、そっからこの話が出た、それまでにこういう資料を作ってくれ言っとったんですが、私地元の理解が得られるんかどうかは、皆さんが今一番心配しとるのはそこなんですよ。ただ、6番で新たなゾーン引かれましたね。この中に家族ケビンがありますね。家族ケビンは宿泊のラインに入っていないんですが、これ貸すようになってますけど、ちょっと確認だけ。ここの6番には貸すって書いてある。宿泊ゾーンに貸すと書いてあるんですよ。この辺もあなたたちチェックしとかんと、また突っ込まれるよ。

○観光課長 一番後ろの図を見ていただいたときに、団体用ケビンというのは2)のところのイメージですか。それとも3)。

（佐々木（雄）議員「どこあるん」と呼ぶ）

3)については、宿泊施設ゾーンと今考えておりますので、一応売却対象ということで……

（佐々木（雄）議員「3)は、これは団体ケビンよ」と呼ぶ）

これ団体ケビンですね。

○佐々木（雄）議員 3)は団体ケビンですよ。2)は家族ケビンでしょ。家族ケビンも6番じゃ貸すって書いてあるんですよ、全部。全て貸すって書いてある。いやだって家族ケビン貸すって書いてあるよ。

○議長 確認をして手を挙げて答弁をお願いします。双方。

○佐々木（雄）議員 この地図の2番ですよ、単純に言えば2)。これ家族ケビンですよ。あなたたちの答えの6番、宿泊ゾーン、貸しますって。家族ケビンも貸しますって書いてある。あれそういう意味に取れるの。どうでしょうか。

○産業部長 3ページの6の(1)を示されていると思っているんですけども、今課長が申しましたように、ここに書いてあるのを言いますと、宿泊施設ゾーンは宿泊施設、従業員宿舍、宿泊施設のバッファゾーンまたは宿泊者用の園地として活用ということしか書いておりませんで、貸す、貸さない、売る、売らないということにつきましては書いておりませんで、売る、売らないを書いておりますのは4ページの7番(1)土地貸付、それから(3)建物売却というところに出ておりますので、今おっしゃられるような形で家族ケビンに貸すようなことにはならないと解釈しております。

○議長 部長どうなるんですか。

○産業部長 貸しません。売ります。建物として売却いたします。土地は貸します。

○佐々木（雄）議員 今のそのようなことでは納得してくれませんよ、こういうのを持って行って。これ見方にすれば、全て貸せるように書いてある。家族用ケビンも活用してくださいってしか取れんのだよ。あなたらは線引いとるのは、あそこは貸しませんよと。だからコンサルとやるのはいいんですけど、もっと重要に地元から聞いたことを踏まえて、今私が一番心配しとるのは、今、熊本で大きな企業が来ましたよね。今もう従業員の争いですよ、取り合いですよ。今基本給もすごく上がるとですよ。一説によると時給3,000円で来てもらおうかというぐらいの人が集めるんですよ、技術者は。ただ、今地元もオーバーツーリズムで非常に観光客も帰ってきてます。ただ、実際に言うと皆、稼働率はホテルなんか7割なんです。なぜか言うたら従業員がいない。お膳で出すのも出せないんです、全部松花堂弁当なんです。満足するようには出してるんですが、一つ一つを持って運ぶように今できない、それぐらい人手がないんです。朝食でも時間制にしてる。7時にしてください、8時にしてください。それでやっと今、回れるような状態なんです。だからそこも踏まえて、もっと真剣に考えてもらわんと、これを持って行ったら、なかなか話しても、今日皆さんが聞いとるんでも納得してないんですよ、ほとんど。できるだろうかというのが皆さん一番不安になっておられますので、そこはよく吟味して、もっと密に話合ってもらわんが一番だと思うんですが、その辺についていかがですか。

○産業部長 ちょっと表現が分かりにくかったところなどは、しっかり地元の協議会に出るときには分かりやすい表現に直してまいりたいと思っております。それから雇用の問題につきましては、課長の答弁と重なるところもございしますけれども、広域からの雇用を積極的に進めるように、この中の条件にも附すようにしておりますので、そういったところで、いずれにしましてもしっかり協議会の方々と話をしながら詰めていきたいと思います。

○議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。ここで暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

休憩 午後3時23分

再開 午後3時26分

~~~~~○~~~~~

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。これより必要であれば議員間協議を行いと思います。  
議員間協議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 議員間協議はなしと認めます。以上をもって本件の案件は全て終了いたしました。これにて議員全員協議会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

閉会 午後3時26分

このサイトの全ての著作権は廿日市市議会が保有し、国内の法律または国際条約で保護されています。

Copyright (c) HATSUKAICHI CITY ASSEMBLY MINUTES, All rights reserved.

令和6年議員全員協議会 議事録、資料

令和6年6月17日

~~~~~○~~~~~

開会 午後2時8分

○議長 ただいま出席議員が28名であります。定足数に達しておりますので、これより議員全員協議会を開会いたします。ここで報道関係者から写真、ビデオの撮影の申出がありますので、廿日市市議会委員会傍聴規則第9条の規定によりこれを許可いたします。本日の案件は、宮島包ヶ浦自然公園に係る協議会の開催状況等についての1件であります。議員間協議について、必要があれば執行部からの説明及び質疑を行った後に行います。ここで市長から挨拶があります。

○市長 皆さんお疲れのところ大変御参集賜りましてありがとうございます。本日の案件は、宮島包ヶ浦自然公園に係る協議会の開催状況等についての1件です。本年3月21日、議長から、宮島包ヶ浦自然公園を活用した高付加価値旅行者に対応した宿泊施設について、宮島地域関係団体の皆様との協議の状況を適宜、議会に情報提供をとの申入れを受けまして、その進捗状況など御説明をさせていただきます。報道でも御存じのことと思いますが、6月13日には第3回の協議会を開催いたしました。その際の内容も含め、協議会設置に至った経緯や利活用の考え方の案について、担当から説明をさせていただきます。先日高橋議員の一般質問でもありましたけれども、今回署名を提出された皆さんのこの事業に対する認識と、市からの説明に大きくずれる乖離があると思っています。自然、また環境が破壊される、それによって世界遺産が登録抹消されるのではないかとといった懸念でありますとか、また既存の事業者経営を大きく圧迫してしまうと、そういった御意見もありましたけど決してそういうことはない、私たちは認識をしております。さらに今回、先日の協議会におきましても、宿泊エリアの面積と、また公共ゾーンのエリアの面積、これ割合を見直しまして、そういったことも提案させていただいております。今後さらに分かりやすく包ヶ浦の在り方について、協議会の中で皆さんに御説明をさせていただきたいと考えております。いずれにいたしましても今後も引き続き、協議会においての説明や、宮島に関わる方々の思いや意見を可能な範囲で受け止めつつ、施策を展開してまいりたいと考えております。また議員の皆様におかれましても、本日説明いたします内容等について、ぜひともそれぞれの地域の皆さんへもお話いただきつつ、広く御意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第1 宮島包ヶ浦自然公園に係る

協議会の開催状況等について

○議長 日程第1、宮島包ヶ浦自然公園に係る協議会の開催状況等についてを議題といたします。ただちに、当局の説明を求めます。

○観光課長 それでは宮島包ヶ浦自然公園に係る協議会の開催状況等について御説明申し上げます。

資料1の2ページを御覧ください。

まず初めに、協議会設置に至る経緯でございます。令和3年10月に観光庁の上質な宿泊施設の開発促進事業へ応募した結果、令和4年2月に採択をされております。そのことを受けまして、同年6月定例議会で事業を進めるための補正予算を提案し、議決されました。その後、12月定例議会の議員全員協議会で包ヶ浦自然公園の取組について御説明し、翌年2月には、観光庁の柿沼産業観光課長をお招きし、地方に求められる今後の宿泊施設の在り方と題して講演会を実施いたしました。

この講演会でいろいろな御意見があり、3月に宮島地域の主要団体の代表者の方々との意見交換会を実施し、4月には合計3回の地元説明会を開催しております。9月には、議員全員協議会での説明と補正予算を、令和6年2月にも全員協議会で説明を行い、令和6年度当初予算を議決いただいております。そして4月に準備会を発足させ、5月2日を第1回目として現在まで3回、宮島包ヶ浦自然公園利活用検討協議会を開催しております。

3ページを御覧ください。準備会では(1)に記載しておりますように、今回の件で、地元の方や関係者の方に不安や混乱を招いたことについて謝罪し、市の計画案は案の一つであり、今後協議会において多様な活用例を検討すること、市の計画案は自然を壊すものではなく、6月の公募開始は考えていないこと、事業者についても決定していないことなどを説明しております。準備会では、協議会を設立することや、構成員、会議の運営方法等を決定いたしました。

4ページについては、協議会の設置要綱を抜粋して載せております。

5ページをお願いいたします。5月2日の第1回協議会では、準備会での取り決めた事項の確認や意見交換を行いました。

6ページをお願いいたします。5月28日の第2回協議会の内容でございます。各委員の方から、それぞれの団体等から出た意見、提案の内容を御説明いただきました。中村委員からは、包ヶ浦自然公園を今後どう活用すべきかしっかり検討すべきといった説明があり、松本委員からは、休園状態の現状について懸念するなどの説明がございました。有本委員からは、現状の施設を活用したリノベーションの提案や、自然と触れ合う環境整備が必要といった説明が、正木委員からは、これまで運用方法の検証や検討プロセスの提案といった御意見が、佐々木委員からは、市の説明が分かりにくいといった指摘がございました。

7ページをお願いいたします。市からは、2月28日に議員全員協議会で説明した資料の説明を行い、その後の意見交換で様々な意見がありました。公共エリア、宿泊施設エリアの見直しが必要だといった意見、高付加価値化の必要性については、賛否両面の意見が出されました。リノベーションを活用する提案もあり、環境アセスメントを求める提案もありました。海水浴やケビンの再開といった意見や、これまでの運営の検証が必要だといった意見もございました。その結果、第3回の協議会では、これまでの意見を踏まえ、市の案を見直し説明するとともに、その内容について意見交換することといたしました。

資料2を御覧ください。こちらは6月13日の第3回協議会で配布し、説明した内容となります。

1ページを御覧ください。当日傍聴の方もいらっしゃいましたので、目次にありますように利活用に向けた経緯などにも触れながら説明をさせていただきました。その説明内容につきまして、これまで説明してきた内容と重複する部分もありますが、改めて説明させていただきます。

2ページを御覧ください。

1、利活用に向けた経緯です。現状と課題でございますが、宮島包ヶ浦自然公園は自然公園法に基づき、国が指定した集団施設地区でございます。集団施設地区は、国立公園の利用拠点として、各種施設を総合的に整備する地区でございます。この指定を受け、昭和50年代に、現在のケビンやキャンプ場などのレクリエーション施設として整備し、運営してきましたが、グラフにありますように、平成3年度の16万3,000人をピークに、利用者数は大幅に減少し、平成17年度前後から利用者数はほぼ横ばいで、低位な状況が続いています。このため、平成28年度から令和2年度にかけて、約3億円かけて家族用・団体用ケビンなどの一部リニューアルを行い、利用者数の回復を目指しましたが、コロナ禍を経ても回復には至っておりません。

3 ページを御覧ください。包ヶ浦自然公園の収支の状況です。管理運営は、平成27年度までは特別会計による市の直営で行っていましたが、平成28年度から民間事業者による指定管理での管理運営に切り替え、ケビン等のリニューアルによる利用者の増及び収支の改善に向けて取り組んでまいりましたが、市の直営時から民間事業者による管理運営に切り替えた後も、収支は赤字といった状況でございます。昭和、平成、令和と続く中、レジャーの多様化や価値感の変化により利用者が減少している中、施設の老朽化も進んでおり、将来にわたって自然公園を守り、持続可能な管理運営を行っていくためには、時代に合った活用策を考えないといけない時期に来ていると思っております。

4 ページを御覧ください。こうした課題認識のもと、持続可能な観光地域づくりを進める方策の一つとして、下の表にあります令和3年10月に、観光庁の上質な宿泊施設の開発促進事業に応募し採択されました。この採択は包ヶ浦自然公園のポテンシャルが評価されたということであり、市においても、その可能性の実現に向けて、これまで取組を進めてまいりましたが、地域住民、関係者の理解のもと進めていくため、包ヶ浦自然公園の利活用方策について検討するこの協議会を今年5月に設け、現在に至っております。

5 ページを御覧ください。これまで協議会で出された意見等をまとめております。これまでの市の計画案に対する意見に関することが大半を占め、その他の意見として、閉園状態の早期解消や宮島まちづくり基本構想との整合、検討プロセスなどの意見がございました。高級宿泊施設の整備につきましては、いつでも誰でも利用ができる自然公園エリアの確保、施設整備等による自然環境への悪影響、リノベーションによる既存施設の利活用、政策として、富裕層、インバウンド受入れ体制の整備が必要など、様々な意見がございました。また、自然環境の保全等については、絶滅危惧種・生態系への影響、自然保護活動エリアの確保などがございました。こうした協議会での意見を持ち寄り、市内部でも現行案について再度議論、検討を重ね包ヶ浦自然公園の利活用の基本的な考え方を整理し、見直しを行いました。

6 ページを御覧ください。利活用の基本的な考え方です。協議会における様々な意見や、宮島まちづくり基本構想、宮島ルネサンス計画などに基づく持続可能な包ヶ浦自然公園の在り方を踏まえ、1点目として、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的とした自然公園法に基づき、宮島まちづくり基本構想にも掲げる自然に触れ、学習できるレクリエーション施設としての活用を図ること。2点目として、宮島ルネサンス計画を踏まえた公園利用のための施設として、外国人観光客の増加や、質の高い観光サービスを求める観光動向を見据え、高付加価値旅行者などの新たな宿泊需要に対応するための宿泊施設を誘致、公募していきたいと考えております。この包ヶ浦自然公園はケビンなどの宿泊施設と海浜と一体となった自然豊かな園地として、多くの方々に親しまれてきました。引き続き、いつでも誰もが利用でき、自然に触れ、学習できるレクリエーション施設を有する公共エリアと、新たな宿泊需要に対応し、高付加価値旅行者に対応した宿泊施設エリアに区分し、新たな魅力を付加した、市民に親しまれ多様な観光需要にも応えることができる包ヶ浦自然公園にしていきたいと考えています。

7 ページを御覧ください。公共エリアについてです。宮島まちづくり基本構想に掲げる自然における施策の具現化に向け、自然に触れ、学習できるレクリエーション施設として、包ヶ浦自然公園の活用を推進していきたいと考えています。施策展開に当たっては、表の下に記載の機能等として、1)自然に触れ学習できるレクリエーション機能、2)自然環境保護活動への支援、3)海浜と一体で誰もが自然と触れ合える場づくり、これらを具現化するため、地域の皆さんとともに検討してい

きたいと考えています。

8ページを御覧ください。この図は、エリア区域内の希少種等の生息状況等を示したもので、現在、市の方で確認できているものでございます。赤い破線部分がエリア区域を示す活用区域で、区域内にはシバナの保護地や土塁などが存在しております。また、活用区域外でございますが、ハマゴウの群生地、環境省エリア付近にはヒメホタルの確認地などがございます。

9ページを御覧ください。エリアゾーニング図です。この図は、昨年4月の地元説明会において示した図でございます。全体を宿泊施設エリアとして事業者に対して、公共的な利活用を求めることとしておりましたが、地域からの意見等を踏まえ、10ページでございますが、公共エリアを設け、公共管理のもと、誰もが自由に自然に親しむエリアを設定いたしました。この図が2月の議員全員協議会で説明した令和6年2月時点のエリア図です。

11ページを御覧ください。この図が、これまでの協議会での意見等を踏まえた見直し後のエリア図です。見直しの概要に記載のとおり、シバナの保護地の保全や海浜と一体となった誰もが自然に触れ合えるレクリエーション拠点として、公共エリアを拡大する見直しを行っております。

12ページを御覧ください。宿泊施設エリアについてです。公募の時期は未定でございますが、公募を進めるに当たっての概要などを再度説明したいと思います。1)の概要ですが、宿泊施設の整備エリアは、既に土地利用を行っているエリア、ケビンが整備されている場所及び周辺の平地部です。自然を壊すことなく施設を売却、用地については貸付けにより、市が土地を所有し続ける形での宿泊施設の誘致を考えております。3)の宿泊施設、公共エリアのゾーニングですが、先ほど説明した11ページの見直し後の図となります。自然レクリエーション拠点としての公共エリアの拡大に伴い、宿泊施設エリアを縮小しております。

13ページを御覧ください。4)の宿泊施設の規模は、これまでお伝えしてきていたとおり、ホテルランクはスモールラグジュアリー、一部屋当たりの食事を含まない平均宿泊料金を10万円以上としております。5)の建物規模は原則2階建てまでとしています。

14ページを御覧ください。先ほど説明した食事を含まない平均宿泊料金、A D Rといいますが、宿泊料金の10万円について、他のホテル、旅館との競合といった声を聞きますので、改めて詳しく説明させていただきます。ページ中段に点線で囲っていますように、平均宿泊料金とは、販売された客室1室あたりに支払われた平均金額を指し、計算式としては、客室として販売し、収入を得た合計を実際に販売した客室数で割ったものでございます。

15ページを御覧ください。イメージが分かりますように数値の入った2つのパターンによる、A D Rの計算例を示しています。パターン1ですが、客室料金は繁閑期に応じて変動すると思いますが、例えば客室料金が30万円から6万円、料金に応じた部屋が3部屋から27部屋まであるホテル・旅館の例でございます。A D Rの計算は、この表のどの数字を見て判断するのかというと、表の真ん中、黄色の着色部分の数字です。実際の部屋数に関係なく、実際に販売した客室数とその販売収入の合計です。この表で言うと219万円を28で割った価、7万8,214円がA D Rとなります。パターン2についても同様の考え方で、この場合はA D Rが10万8,214円となる計算例です。平均宿泊料金10万円以上というのは、観光事業による繁閑期を加味したとしても、14ページに戻りますが、民間調査による最も高いA D Rが8万3,023円という状況を見てみますと、他のホテル、旅館との競合はないものと考えております。

16ページを御覧ください。この資料は、宿泊施設の誘致に伴う市の収支見込みを示したグラフです。左側の令和4年度は、管理運営を行う民間事業者への指定管理料や、維持管理のための費用な

ど、真ん中は現在の園内管理費で、いずれも市の支出を伴うもので、収入がない状況です。右側のグラフは、宿泊施設開業後の収支見込みで、開業後は、建物等にかかる固定資産税のほか、土地の貸付収入、雇用発生に伴う市税収入等、合計で年間約7,570万円の収入が見込まれると試算しています。2月28日の全員協議会で示した宿泊施設エリアから範囲を縮小していますので、収入額についても減少した見込みとなっております。市の支出につきましては金額を示しておりませんが、先ほど説明した公共エリアの管理費等が想定されます。この管理費については、今後の自然に触れ、学習できるレクリエーション拠点としての公共施設のありようによって変動がございました。この公共エリアに係る市の財政負担については、新たな収入となる土地貸付収入などを財源としながら、将来にわたって公園全体の適切な維持管理によって、豊かな自然を守っていきたいと考えています。

17ページを御覧ください。今後の進め方でございます。包ヶ浦自然公園の管理運営につきましては、令和6年3月31日をもってケビン等の有料施設は利用停止としております。園内の自由散策など、公園利用は可能でございます。このため、毎日、午前9時から午後4時まで1名が常駐し、園内の維持管理をしております。また、前回の協議会でも意見がありました海水浴場の営業再開でございますが、これまでは指定管理者の自主事業として海水浴場を開設してきました。今年度のこの時期において、安全面などの管理運営ができる体制整備は困難であり、海水浴場としての開設は行いませんが、海浜に親しむ場として利用することは可能であり、トイレや洗い場など、最低限の環境を整えたいと考えています。来年度以降につきましては、海水浴場として管理運営できる団体や事業者がいれば、開設について検討していきたいと考えています。次に住民説明会ですが、市といたしましては、本日説明した利活用の考え方案について、広く住民にも説明し、御意見をいただきたいと考えています。その時期等については、協議会での意見等も踏まえ、判断していききたいと思います。以上が第3回の協議会で説明した内容になります。

続きまして資料3を御覧ください。第3回の協議会の開催概要を取りまとめております。

別紙を御覧ください。第3回協議会の公開範囲内で出された意見の主なものをお示ししております。番号1にありますように、宿泊施設を中心として話が進んでいるが、あくまでも自然公園がメインであるべき、誰もが楽しめる施設にすべきではないかといった質疑に対して、包ヶ浦自然公園は市街地エリアとは異なった魅力を持っている、集団施設地区として時代に合った活用を行いたいという回答をしております。番号7、宿泊エリアと公共エリアを合わせて公募するのかといった質疑です。宿泊エリアは公募としますが、公共エリアは自然に親しむ場所として、自然保護活動を実施している方の意見も伺いながら、必要な機能等を考えると回答しております。番号8、正確な情報が伝わっていないのであれば、早く説明すべきといった質疑に対しては、今後、住民説明会の場などでしっかり説明していくと回答しております。

資料3にお戻りください。先ほどの質疑を行った後、意見交換を行っております。資料中ほど、その他意見交換等のところがございますが、委員からは、将来の包ヶ浦自然公園の具体的な姿が見えてこない。特にエリアを区分する図をお示したことで、宿泊施設エリアとされたエリアには一切立ち入ることができなくなると受け止められるといった懸念の声がありました。これまでも説明してきておりますが、宿泊施設エリア内の附帯施設は宿泊事業者以外にも利用可能となるよう求めていくこととしております。また、そういった懸念の声を払拭するためにも、利活用イメージを示すことや、共有ゾーンといった共通エリアの区域設定なども検討する必要があると考えております。そうしたことから、次回は現地で実際の状況を確認しながら、利活用の在り方を協議すること

となりました。今後非公開内容についての協議要旨も追加し、ホームページなどで公表してまいりたいと考えております。

○議長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○梅田議員 3点お聞きしたいことがございます。まずは1点目、午前中説明を受けた資料の中にあった一部なんですが、令和4年10月に市長が市政報告のときに、住民の方への事前説明は必要ないという発言をされたという経緯を聞かされたんですが、これについて真意を確認できますでしょうか。

○産業部長 令和4年10月市政報告会でございます。私は令和4年当時経営政策課長をやっておりますのでこの市政報告会、市内5地域でやりまして担当しておりました。宮島のほうも同席をそのときしておりました。事前に説明が必要ないっていう発言があったということですかね。恐らくこういった発言は、市長のほうのやりとりありましたけれども、こういった発言はなかったと思います。やりとりの中で、このプロセスは丁寧に説明していきますよというようなお答えをさせていただいております。実際のやりとりの中で、いろいろ質疑があったんですけどもこの件で、上質な観光開発事業に採択されたという御紹介もそのときさせてもらいまして、そのやりとりの中で、どこの企業が来るか、私たちには分からない。あるいは市民はそういった決まった事業者に対して契約には口出しできませんというようなやりとりの中で、これも選ぶのはあくまでも最終的には行政というお話もさせていただきました。しかし市民の皆さんの声を聞いて、最終的に判断するのは、行政が責任を持ってやりますよという発言をさせてもらっております。真意は分かりませんけれども、こうしたやりとりの中で、そういった、事前に私たちには説明が必要ないんだという受け止め方をされているのではないかなと推察をいたします。

○市長 私ども、市政報告のときにそういう捉えられ方をしたっていう非常に残念な思いをしております。こういった声は、以前から少し漏れ聞こえておりましたので気にはしておりましたが、私はそもそも、市民に伝えるべき情報にもかかわらず、それは必要ないんだと言うことはあり得ないと思ってます。100歩譲って、そういうふうに聞こえたんだとすれば、その表現方法についてもこれからしっかりと改めていきたいと思いますが、これから協議会もありますし、住民説明会、私が出て行く場面がいずれあるんだろうなと思ってますが、これから誤解のない表現に努めていきたいと思ってます。

○梅田議員 2つ目の質問です。午前中説明を受けた内容の中で、第1回目の協議会の資料からの抜粋ということで、これまでの自然公園の施設利用者の推移が出ておりました。これ市の資料で私も拝見したことあると記憶してるんですが、ケビンだったり、海水浴だったり内訳が書いてあったんですが、このデータの中に、市民の方の利用なのか市外の方の利用なのかっていう調査が一緒に残ってるかどうか、お聞かせいただきたいんですが。

○観光課長 年度別の利用者の中で、市内・市外の集計はとっております。申し訳ございません。

○梅田議員 最後です。これまでの協議会の議事録を拝見したり、3回目の傍聴させていただいたりして、今日の午前中の説明も受けて、幾つか今後協議会の方向性ということで、見解を伺いたいんですが、まず1つが、自然を残していかなきゃいけないっていうこと。2点目が、言葉が適切じゃないかもしれないんですが、寂れてしまっている国立公園を再生させなきゃいけない。3つ目が、その再生にかかる費用であつたり、公共部分を含めた維持管理費用、ここに、市の財政負担を生じさせない、または、負担が生じて、それを補う、賄うだけの収益が必要だということまで

は、協議会できつと合意に達する、達しなきゃいけないと思いますし、そこまでは、御理解いただけるんじゃないかと思うんです。そのときに、そこまでの合意に至ったのであれば、ホテルありきではなくて、これを課題解決にしたテーマ型の民間提案制度ですとか、そういう方向性も視野に入るべきじゃないかなと感じたんですが、その点、御見解いかがでしょうか。

○経営企画部長 テーマ型の民間提案制度ということで、先行する自治体では使われなくなった施設を活用して、こういった活性策ができるかっていうのをやってる事例もあります。そういうことで言うと、ここも包ヶ浦自然公園を活用したテーマ型の民間提案制度と言ってもおかしくはないモデル、そのパターンだろうと思っています。今は包ヶ浦の、例えばハードの施設については活用するのか、解体するのかといったことも、こちらで条件を設定していますし、底地については売却はしないと、貸し付ける。あくまでも貸付けだという中でやると言えば、梅田議員御指摘のテーマ型の民間提案制度と言えば、言えなくもないのかなと評価をしています。

○梅田議員 今日の午前中の説明でも改めて、ホテルありきじゃ駄目なんだよという声が何度もありましたし、もちろんそういう形で合意されるなら、それはそれで地元が納得されればいいと思うんですが、そうじゃないのであれば、今申し上げたような話に何かしらしていかないと、現実的に終着しないのかなという気が強くしたのと、あとハイエンドが主体ということで出発は今してますけど、そこを少し戻して、あくまでも一般利用もしていただく価格帯、利用していただけるような維持管理をしていかなきゃいけないからそれを賄うために、一部のハイエンド、高い料金設定も必要だよという、そういう発想を入れ替えていかないと、例えがよくないですけど、ファーストクラスをつくるのが目的じゃなくて、エコノミーの料金をつくるために、それを補うためにファーストクラスが必要なんだという、そんな考え方に切り替えていったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、その点いかがですか。

○村上副市長 提案の仕方というか、募集の仕方も含めて、今後のありようになってきます。これについては、今まさに協議会で、こういったことも含めて話し合う必要があるんだろうと思っています。議員おっしゃられることも一つの案だろうと思います。もともとこの協議会、多様な活用案について考えるという入りをしています。市の案としてはこれですよという形ですが、今後、もう少し幅が広いほうがいいんじゃないか、先ほどの3つのポイント、自然を残す、再生が必要、維持管理費用を出す、要はそこは大切にしつつ、今後をどうするかっていうのは確かにあります。もともとこの提案は、競合をつくらない、宮島で今まで来られていないお客さんと呼んで、そこをターゲットにしようということから入っていますので、そこは、いや、そうではなくて、それもあってでもいいけど、もっと幅広く募集すべきじゃないかというものも、これについては協議会の中で、しっかり議論していきたいと思っています。

○議長 ほかにございませんか。

○大畑議員 市の言われることが協議会の中とちょっと微妙にずれているような気がするんです。利活用の考え方については、協議会での発言を見ますと、この場で話した内容を参考に今後の活用の方向性を定めていきたいとか、判断をする材料を議論する場として最終的な責任は市にあると、地域の御意見を市の活用案に生かしていきたいって言われて、今おっしゃっても、宿泊施設はあくまでも造るということで、午前中の説明にあったような、ゼロからスタートしてほしいということじゃ絶対にならないような考え方、市は。でもこれでは、幾ら進めていっても禍根が残ると思いますので、私は午前中の皆さんの非常に道理ある、説得力ある説明だったと思うんですが、その意見を協議会の中でも少し反映されてると思いますが聞いて、まず、そのありきはなくすべきだ

と思うんですが、ありきではないと言われながら、いや、あくまでも皆さんの意見を聞きおいて、市の最終的な考え方でいきますよみたいなふうにもとれるんですが、どうなんでしょうか、伺います。

○観光課長 協議会の中で、第1回のときに市の案は一案であるということはきちんと確認しております。その中で先ほど言われました自然を守ることであるとか、国立公園の再生であるとか、維持管理であるとか、こういったベースをきちんと押さえた中で出てくる提案に対しては、きちんと意見交換をしましょうというのが大前提で進めております。ただ、今やはりまだ市の案がもう具体的に走ってますので、そこに対する質疑であるとか、意見がどうしても多くを占めておりますので、そういったものはそういったもので整理をしながら、代案というものがあるのであれば、きちんと話をするとか協議をして、その市が責任をとると言ったのは、その結果、こういった形になってもあなたが言ったでしょっていうことではなく、きちんと最後は市が責任をそれを持つんですという発言でございますので、その辺りは整理をしていただければと思います。

○大畑議員 では高付加価値の宿泊施設ありきではないということですね。ゼロベースになることも、可能性としては大いにあるということでしょうか。

○観光課長 その辺りも協議会でどうやって今後進めていくのかは話していくようになるかと思います。

○議長 ほかにございませんか。

○高橋議員 今朝のお話を聞いた守る会の方々のお話ですと、今の協議会が自分たちの声が届いてないと感じておられて、なんですけど、協議会の構成メンバーの決め方についてどういう形で決められたのかお伺いします。

○観光課長 我々が今聞いているのは、9月補正の段階で、宮島の主要団体の方々と、地元の議員さんを含めて協議をしていきたいということで話がまとまったので、そこに関わる協議会を発足させて、もちろんその前に準備会ということでそのメンバーはこれでどうですかねっていう諮り方はして、そこで誰も異論がないということで今のメンバーで進めていくことになっております。

○高橋議員 協議会のメンバーの中に守る会の筆頭代表の正木さんも入っておられるんで、正木さんの御意見が入れば、守る会の御意見も通ってるのかなと感じてたんですけれども、そこら辺の守る会の御意見の受け方というか、そこら辺についてはどう考えておられるのかお伺いします。

○観光課長 正木委員につきましては守る会の代表という立場ではなく、あくまでも総代会の代表という立場でございますので、そういった恐らく意見というか、そこは分けてらっしゃるんじゃないかと判断しております。

○高橋議員 今日の説明の中でも、一番初めに経緯を見たときに、令和4年2月に採択されたと。そのあと、令和4年6月に補正予算が出て、また令和5年9月に補正予算が出て、令和6年2月にはまた当初予算が出てるんで、そういう意味では議会に対してはそういう一連の動きについては説明しながら、議会も逆にそれを受けて通してきた、可決してきたというんで、逆に言うと私らもしっかりと責任があるのかなと感じてるんですが、議会にこうやって補正予算を出して説明してきたことが、市民のところになかなか情報がいつてなかったというところで、市民からすると、ある日突然みたいな感じだったと思うんですけど、そこら辺の情報の出し方については、どうお考えかお伺いします。

○観光課長 当初、いろいろ市の案ということで説明をさせていただきました。その中で具体が見えてこないという意見が、いろいろありました。これは市の中でも考えても、これまではいわゆる

行政が建物規模や運営方法などを考えて、金額で競う入札方式というのが一般的でございましたが、提案者が規模であるとか運営方法を考える、そこで進めていくプロポーザル方式がなかなか理解されにくいということもございましたので、一旦我々としては、公募要領というか具体策、具体案、イメージのようなものを示さないと理解できないと判断したのが昨年の9月です。それで今年の2月全員協議会まで、その案を固めて、2月の全員協議会で説明を議会にさせていただきましたので、その後、地元に出て行こうという計画で進めておりました。だからその間、確かに説明がなかったのが一つの反省点ではありますが、なかなかお示しするものもなかったもので、今後はそういったものを持って、説明会等ができればいいかなと思っています。

○高橋議員 今回公共ゾーンを広くして、宿泊エリアと公共エリアとゾーニングを新しく作り直してますけど、今朝のお話聞いてると、宿泊ゾーンってなると、何かいかにもそのホテルありきの話になって、逆に一般の市民が使えないんじゃないかとか、あと自然公園法の縛りがなくなるんじゃないかということも誤解される懸念があるんで、そういう意味でしっかりと包ヶ浦全体としては、自然公園法はちゃんと生かしたままの事業なんだということを、しっかりと市民の方にも伝えてほしいんですが、そこら辺の誤解を、しっかりと誤解を受けないような広報の仕方をしていただきたいんですが、それはお願いにしておきます。

○議長 ほかにございませんか。

○広畑議員 今日の守る会の説明の中で、これ市の説明との相違についての欄がありまして、コアゾーンであれバッファゾーンであれ、開発を行う際は世界遺産への環境影響評価が必要であると。文化庁に尋ねて、そういう話であったと。従わない場合は世界遺産の登録抹消もあり得るという話がありました。まず1点目、この件について前にも聞いたことがあるんですが、しっかり公式の場で、市から話を聞いていきたいと思います。市の見解を求めます。

○文化財課長 今の環境評価の部分についてですけれども、あくまでも世界遺産の部分について話をいたしますと、あくまでも世界遺産を守る法的根拠は、国内で言えば文化財保護法あるいは自然公園法、いわゆる世界遺産の条約に直接書かれたものではございません。で、今の評価の部分についてですけれども、これまで私も文化財部局で、現状変更の事務手続等も行っておりますけれども、こちらが文化庁の見解で、義務で定められているものではありません。あくまでも、市の文化財保護審議会等の学識経験者の見解を取りまとめて県や国に上げていくと。その上で、県や国でその内容を判断をして審査をするというところを経て許可を出すというところですので、あくまでもこの評価自体が義務ではございません。

○広畑議員 ちょっと分かりにくいんですけども、ユネスコとの取り決めで、エリア内で何か事業をする場合には、事業が引き返せる段階で世界遺産に対する影響評価をしなければならない。ユネスコとの取り決めっていうことになるとるんですけど、いわゆる今回仮にですよ、市がやろうとしとるような建物を建てた場合に問題になって、世界遺産が取り消されるようなことは絶対にないのかというところを、今日もし言えるんだったら、言ってもらわないといけんですけど、言えないんだたら言えないと、どちらか、はっきりお答えがほしいと思います。

○文化財課長 まず市でも具体的な成案が出ているわけではありませんで、基本的には、今ここでどうなるということは申し上げられません。その上で、文化財保護法第125条1項の現状変更のたてりで言いますと、あくまでも許可権者は文化庁長官、ということになってます。したがって、内容を審査するのは文化庁長官、そしてまた許可を出すのも文化庁長官ですから、基本的にはその文化財保護法に抵触をするものを許可するということは、プロセス上あり得ないと考えています。

○広畑議員 はい、分かりました。一旦、そこで。もう1つ齟齬があるんですけども、今回包ヶ浦の栈橋のところに、ヘリポートを設置するっていうことで話があって、そのヘリポートにおいては、包ヶ浦をはじめ宮島周囲の観光客の高付加価値を促進するヘリポートを設けることにより、富裕者層の来島を促す効果が期待できるという話でした。自分自身は初めて聞いたときに、富裕者層が発着地だけに使う話で、あまり違和感は無かったんですが、それを守る会の人たちは、文化財課に確認したところ、宮島での観光用ヘリポートの建設及びヘリコプターの恒常的飛行は法律的、条約的に大変厳しい状況であるという回答を守る会の人たちにしておると。で、宮島の人たちは、話が違うじゃないかということで、今日ここに書いておられます。ここのところを、しっかりと私たちにも説明してほしいと思います。お願いします。

○観光課長 このヘリコプターの発着でございますけれど、基本的にその発着であるとか、飛行については航空法の許可を取ることにになります。市としては、そういったスペースがあるかどうか、例えば今でも包ヶ浦自然公園にヘリコプターの発着というのはできることになってますが、あくまでも市としては土地を貸すかどうかの判断になります。そこを何のために使うかは航空法の規定で許可を取っていただくことになります。それが1点と、包ヶ浦栈橋のところににつきましては、当初、こちらももとは包ヶ浦自然公園の整備のために、どこかにヘリコプターの離発着ができる場所を事業者に造っていただきたいという当初案を持ってました。それはなぜかという、今でも弥山の汚泥であるとか、資材であるとか、そういったものを運ぶのにはヘリコプターの発着場が必要だからということでした。その候補の1つとして、あそこの栈橋ももちろん入れてました。建物としても使っていないので、そこを壊して事業者が、そのまま平地にするのなら1つの案としていいだろうと思ってたところ、観光庁の高付加価値事業というものがございまして、こちらは解体も対象になるということがございました。そうすれば、一番有利な財源であるとか、位置が道路・空路・海路が全ての結節になっていることから、そういった空き地として持つておくことが、一番利活用としてはいいのかなと思ったところで、観光庁の補助に手を挙げて、解体の費用が下りたということでございます。

○広畑議員 いやここであまりとやかく言いたくはないんですけど、守る会の人たちは、廿日市市教育委員会の人々が、これは災害時用と聞いていたと。観光目的のヘリポート建設は、ちょっと絶対に認められないのではないかと。そういう話を宮島の人たちに、したんだと。市が、観光課長が言うことと、話が違ふんだっていうことを、我々に紙に書いて、どう思ってたっていうことを聞かれとるわけです。そこに対して、今の話だと、何を言ってるかよく分からなかったんですけど、はっきりしてほしいということです。お願いします。

○観光課長 すいません、分からなくて。包ヶ浦の場所を、例えば防災だけに使うわけでも、観光用だけに使うわけでもありません。それはあくまでも市としては、広場として置いておく。その活用を、例えば資材として使いたいのであればそういった申請を航空法上でしていただき、観光用でもし使いたいということであれば、航空法で申請をして、その許可が下りるかどうかというところではありますけれど。市としては、ですから広場を造るだけということでございます。

○文化財課長 窓口のほうに対応させていただいた文化財課職員のお話のことだと思いますけれども、基本的には現段階では成案はまだ出ていない状態であります。その上で、今ヘリポートっていうのは、包ヶ浦の今公園上に、今の観光課長が申しましたように汚泥の処理とかでヘリコプターを飛ばす場合には、その広場を利用しているわけでありまして。そのヘリポートを幾つも島内に造るっていうことに関しては、文化財課としては、文化財課というか文化庁の考え方を踏襲いたします

と、1つに絞ったほうがいいのではないかとこの意見は頂いているところではありますが、それもあくまでも窓口でも申し上げたという部分については、具体案が出てから審査を行いますということでお答えをしているというところでございます。

○広畑議員 ということは、今まだ決まってないということですか。市で判断ができかねるということですか。ヘリポートがなくてもあってもいいんですけど、判断しかねるってということですか。

○文化財課長 現段階において、我々文化財課としては正式に案が出てこない限りは基本的には審査をいたしませんっていうところは、これまでの現状変更の手続においてもそれを貫いているところです。今回きちっと成案として出てきた場合には、ヘリポートが包ヶ浦のその場所に必要かどうかということ、あるいは機能としてはどう使うのか、そういうことを整理をした上で、県や国に上げていくというプロセスになります。したがって、今のところ成案が出てない段階では、一応我々としては、なかなか判断ができないというところではあります。

○観光課長 今現在、文化財課に我々が申請してるのは、建物の解体でございます。その後、平らになります。その後、何かヘリポートとして本当に設置をするほどきちっと条例か何かをやって設定するのであれば、文化財課への申請が必要になってきます。ただ、今我々考えてるのは、本当に平地ですね。いざとなったら何でも使えるような平地にしておくというときに文化財課への申請が要るかどうかというところになるんだと思います。今はそこに何かを建設する考えはないので、そのときに、例えばその勾配を取るとか、水を取るとかっていうことが出てこようかと思いますが、そのときに必要であれば申請を取っていくということになろうかと思います。

○議長 あくまでもまだヘリポートとしてはないということによろしいんですね。

○山崎議員 9月の補正予算の概要の中で、包ヶ浦棧橋管理棟解体工事設計業務というのが説明があるんですけども、そこに老朽化し使用していない包ヶ浦棧橋管理棟の解体を行うため設計を行う。跡地はヘリポートとして活用する予定。本事業は、宮島地域の観光事業者と共同で採択された観光庁高付加価値化事業補助金を活用って書いてあるんですね。ここにヘリポートとして利用する予定とちゃんと書いてあるんですけど、それを午前中の参考人招致のときも質問させてもらったんですけど、この辺どうなんですかね。

○観光課長 ですからヘリが発着できる場としては活用できるんですが、例えば今の包ヶ浦自然公園のヘリポートではないんです。ただ、ヘリが発着として貸し出す土地があるっていうイメージですね。だから、きちんとした条例を設置して1回幾らっていうヘリポート設置までは考えてないですが、ヘリがそこを活用して、普段は例えば何も無い広場ですので、こういった活用もできます。その1つとしてヘリポートというか、ヘリが発着場としての活用もできるという認識でいただければと思います。機能の1つとして、ヘリポートがあるということですね。ただそこで祭りをしてもいいですし、ただの空き地ということですね。

○山崎議員 これ表現の仕方ということなんでしょうか。ヘリポートとし、活用する予定。ヘリポートとするって書いてあるんです、ここにね。おかしくない、ですよ。ヘリポートとし、ということは、ヘリポートとして利用していく予定ですよって言葉ですよ、これ。日本語であれば。もう1点ちょっと午前中も確認させていただいたんですけど、宮島地域の観光事業者と共同で採択された観光庁の高付加価値化事業補助金、この高付加価値化事業自体を宮島の方に、要はこういうこともあるんですよというのを、どの辺まで説明されていたのかというのも気になるところなんですけど、どうでしょうか。

○観光課長 ヘリポート機能を追加するということでの補助金申請ですね。今は何でもない建物が建ってます。これを壊すだけでは補助対象にはなりません。こういった機能をつけていくんですかって、1つはヘリポート機能という認識でやっていただければと思います。もう1つ、この補助スキームなんですが、実際には全部で44事業者が合同で高付加価値化を目指すということで補助申請をしております。それが全体の金額が17億で、補助事業が8億です。ただ、その44事業者が互いにあなたはどんなことをするんですかってのは確かに分からない仕組みになっておりまして、廿日市市も1事業者として、あそこの建物の解体を上げております。ですから、みんながどんな事業をするの、幾らするのっていうのは、これはその間を取った申請のJTBというところに申請を個々でしますので、我々も最終的には、どの事業者さんがどれぐらいの金額になるっていうのは、まだいまだ分かりません。最終的に報告が来るのかもしれないんですけど。その辺りは、お互いの個々が分からない。ただ、でもみんなが高付加価値化を目指してやっていくんですよということも、説明会は9月に1度、全体でエット交流館でもやってはおりますので、その辺りは皆さん認識があるんじゃないかと思っております。

○山崎議員 このヘリポートとし、活用するというのは、ある意味、1つの案としてという捉え方でよろしいんでしょうか。

○観光課長 活用の方法として、ヘリポートを追加するってことですね。もちろん避難場所でもいいですし、今は何も使っていない場所です。その1機能としてヘリの発着場機能もつけたいということでございます。

○吉屋議員 ヘリポートの件を確認したいんですけど、もともとは災害用のヘリポートを包ヶ浦の公共ゾーン、一定のところにつけるっていう話で、それはそうだろうな。で、栈橋のほうに関してヘリの発着場をつけるっていうのは、民間の活用も想定してっていう話だったと思うんですね。その中で、今日の午前中の会で、観光目的のヘリポート建設っていうのは、文化財保護法に考えた場合に、なかなか難しいんじゃないかと。それはそうだろうなと思うので、整理したいのは、そのヘリポートなりヘリの発着場を、1か所なのか2か所なのか、まずそこからいいですか。

○観光課長 今観光課で考えておりますのは、絵で言いますと、ヘリの発着場を赤で塗っている包ヶ浦栈橋のところにまとめたい。これは資材搬出であろうが、人命救助であろうが、例えば本当にその高付加価値の方々が、1ヘリで来るという場合も全てここにまとめたいというのがあります。災害というのは、もっと引いていただいて、海沿いに赤の四角で囲ってるんですが、そういった話をいろいろ地域の方としているときに、大型のヘリが止まらないじゃないかと、今の包ヶ浦栈橋では、災害のときに、かなり大きいヘリを止める空地が必要ではないかという意見から、あそこの今の赤い部分については、物を建てずに、空地として残しましょうという条件にしたいというイメージでございます。だから普段ここを使うわけではないですし、だからここもヘリポートという指定をしてるわけではない、それだけの空地をきちんと残しておきましょうというイメージでございます。

○吉屋議員 とすれば、もうしっかり決まってないから判断できないとは言っても、栈橋の建物を解体して、民間の事業者が使うっていう想定なりっていうこともされてるわけなので、その想定に対して、現状で、それは大丈夫なのかどうかっていうことを、はっきり教えてもらえないと、議会としては、このヘリの発着場に関する問題に関して、正確な判断ができないんですよ。だからそのホテル事業者が決まって、公募の要綱で、使わないと言ってるからいいですよだったらいいいわけですけど、それは結果的にいいだけであって、だけどそういったことも想定しながら考えている状

況の中で、なぜ文化財課が、申請が正式にないので判断できないってなるのか、なかなか難しい。我々としてはその点に関してしっかり判断したいので、もう1回見解を教えてください。

○文化財課長 今、議員さんからの質問でございます。現段階での文化庁からの指導に関して言いますと、宮島島内にあるヘリポート機能という部分については、なるべく1つにまとめるようにという指導は受けておりまして、その部分については観光課にも、当然申請者であるところにはお伝えをしているところでございます。現在、その機能の在り方について、観光課でも整理をされているというところでございますので、基本的には文化庁の指導においては、幾つもヘリポート機能、島内に分散をさせる必要はないという指導を受けているところでございます。

○吉屋議員 しつこく言って申し訳ない。大事なポイントなのでもう1回聞きますが、公共の目的で使う場合も、観光目的で使う場合も、両方があり得るという想定だと思うんですね。その中で、公共以外のヘリポートとして、観光目的として、広島空港なり岩国空港から大富豪がヘリを使ってそこに着く、そういったことが、もし想定された場合に、オーケーなのか、そうじゃないのかということを知りたいんですけど、それに関して今返事ができないのであれば、この問題に関して議会としては正確な判断ができないと思うんですけど。いかがでしょうか。

○文化財課長 機能の整理は必要だと思いますけれども、基本的には災害目的等も含めてヘリポート機能は、設置ができるものと、観光等でも整理をして、設置ができるものと考えています。

○議長 併用が可能ということですね。

○吉屋議員 併用は可能なので、事業者が提案した場合には、ヘリの発着場を使うことが可能であると。それはそういう見解で、現状ではあるということは分かりました。それがいいかどうかはちょっと別ですが。で、広畑議員が質問された世界遺産の件なんですけど、この近年で、例えば世界遺産の認定が登録駄目だと、登録されて、もう認定できないってなったところがありますよね。それはニュースにもなりましたが、そういった状況は、恐らくコアゾーンなりバッファゾーンにほかの建物を造って、国内法には抵触してないんで恐らく、ただし、トータルの中で世界遺産として認められた状況の中で、新しいものができたことによって、認定ができなくなったと、そういった事例について検討されているんでしょうか。

○議長 ここで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

休憩 午後3時15分

再開 午後3時28分

~~~~~○~~~~~

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど吉屋議員の質疑に対して、答弁はできますでしょうか。

○教育部長 先ほどのヘリポートの件から答弁申し上げます。主旨を少し履き違えているところもあったのかもしれませんが、基本的にヘリポートと言われております桟橋のところは、平地になると認識しています。その中で、先ほどありました災害用であったり、観光であったりとかいうところもありますけれども、観光にも使えるかどうかということも、しっかり国には伝えたいと思いますけど、そういうふうにやっていきたいとは思っております。これもきちんと申請する中で調整しながら、あるいは協議しながら進めたいというところですけども、その方向で持っていきたいと思っております。

○議長 いや、ちょっと違うんじゃないかと思うんですが。もう一度吉屋議員、白黒多分ははっきりしたいと思うんですが、それを質疑していただけますか。

○吉屋議員 部長の答弁はヘリの発着場のことだと思うんですが、先ほど聞いたように、世界遺産の認定が取消しになるような事態はいけないなと思うんですね。私としては、そういったホテルを造ったときに、当然世界遺産の認定取下げにはならないっていうことを確認した上での提案かなと思ってたんですが、午前中の会でもそうですし、先ほども伺ったように、世界において取消しになった事例があったりするわけなんですね。そこを調査研究されてるかっていうことが1点と、先ほど言ったように国内法でオーケーだからといって、世界遺産の認定が取下げにならないと確約できるのであれば議会としては判断できるんですが、それは国内法が大丈夫だったら、もう絶対に世界遺産は取消しにならないと、それ今断言できないかもしれないんですが、その確約を得るために何らかのことが必要なんじゃないかなと思うんで、その2点お願いします。

○観光課長 まず1点、ヘリの問題でございます。今現在、包ヶ浦にヘリは離発着しています。これが栈橋に移るということでございますので、ここについてはまず問題ないという認識でございます。もう1点の世界遺産の登録はどうかという御異議でございます。で、実際これまでに3件、確かに世界遺産から抹消された事例はございますが、その前にまず危機遺産というものに登録されます。その場合、もうじゃあどうなったときに、本当に登録が抹消されるのかっていうことですが、それはまず、国を挙げて、関係国を挙げて、全てがまず打開、その世界遺産が登録抹消にならないように取り組むように規定がされてます。それでも駄目、よくあるのが戦争で物が破壊されたであるとか、そういったものについては登録抹消される事例があります。で、イギリスのリバプールなんかが登録を抹消されたのは、もう自分たちが世界遺産を守るよりも開発していくんだという強い意思があったので、10年間の危機管理遺産というものに登録された後に、登録抹消といった事例もございました。ただ日本国内の法において、ユネスコの条約自体に、こうしちゃいけません、あしちゃいけませんってないんですが、各国の法律できちんとその辺を守りなさいということになっていて、それが日本でいうと文化財保護法や自然公園法、だから、まずそういった世界遺産に登録が抹消されるような建物を申請したときに、まず許可はおりません。文化財保護法なり自然公園法が、その申請は必ずはねるはずですよ。ですからそういったことからこちらの活用をするときに、世界遺産の登録から外れるということはありません。

○吉屋議員 世界遺産の登録から外れるんであろう条件について、市として吟味されてるかどうかっていうことも聞きたいんですけど。

○観光課長 その辺りが恐らく先ほどから文化財課長が言っている、実際にどんなものが、どこにできるのかが分かってないので、その判断ができないっていうのが今文化財の立場であって、我々観光課にしてみれば、きちんと文化財保護法であるとか、自然公園法の規定の中のもので提案をというのが大前提でございますので、そこで例えば高さ制限であるとか、色であるとか、そういったものははっきりと分かっております。で、そういったことで、自然破壊をするわけでもない。今開発された平地部を必ず使うんですよということから言うと、新たな木を切るというものでもないの、登録が抹消されることはないという判断をしております。

○吉屋議員 くどういんですけど、例えばなかなか手続難しいかもしれないんですけど、こういったものができるか分からない、分からないっておっしゃられながらも、協議会でこういったホテルなりの公募要項をっていうものがあるわけなので、使うところはグラウンドって分かってるわけじゃないですか。そして高さも2階か、もしくは3階って言ってる。ビーチに関してはもしかしたら

公共でも使えるようなものもとかっていうことが分かってると思うので、そういった条件のものは、文化財保護法については抵触しないにしても、直接ユネスコに問い合わせるっていうことは難しいんですか。

○文化財課長 もちろん、ある程度成案というか、今の様な条件っていう部分で、はっきりしてきた段階で、我々も確認を、世界遺産推進室とか、そういったユネスコにも確認をしてみたいと思います。

○吉屋議員 この件は最後にしたいと思うんですが、その成案が出てきて、成案というのは物事がかなり進んでいく状況で成案が出てくると思うので、そのときに文化庁なり、ユネスコなりが駄目だって言ったらその成案を破棄されて、そのホテルのようなものを建てるっていうことができなくなると思うんですけど、それはそれで、もう、そういった状況であれば仕方ないということで考えておられるということでしょうか。

○観光課長 そういったことがないように、できる限りの細かい条件は示そうと思います。その中で、吉屋議員が言うように、ユネスコにも、確認をしたほうがいいんじゃないかということであれば、こちらのほうできちんと確認をして、ユネスコにその条件というのも公募要領の中に載せていきたいと思います。

○議長 ほかにございませんか。

○井上議員 市の資料で4ページなんですが、令和3年10月、観光庁上質な宿泊施設の開発促進事業に応募、そして令和4年2月に採択となっております。これは今日の参考人の皆さんの資料の5ページにも、同じように書いております。ここを見ると、一番最初に副市長おっしゃったように、ここが市民の皆さん、今日の参考人の皆さんの、ずっと一貫しておっしゃってることで、宿泊施設ありきじゃないかといった分野が、この最初に、上質な宿泊施設の開発促進事業に応募したというところが、そこをおっしゃってるんで、これもある、あれもある、その中で宿泊によって副市長さっき説明されたんですが、ここからが何かもう違ってるかなと、午前中の参考人の皆さんの意見を聞いて思ったんですが、ここについて、もう一度その根底となる考え方をお話いただきたいんですが。

○村上副市長 まず、一番当初のこの宿泊施設の開発促進事業に手を挙げているというところで、それが今に至っている。だから、ホテルありきではないかという意味合いだと思います。もともと、この包ヶ浦には宿泊事業を行っていました。リニューアルを行い、指定管理も行い、様々工夫をし、どうやったら、軌道に乗るかというものも、かなり考えて事業をやってきたと思います。これは昭和54年当時から、宮島町も含めて考えてきたものだと思います。そういった宿舎事業をやってきたという実績が、既にもうあるわけです。ですから、要は宿舎事業が一番収益を上げる事業です。ほかのものはなかなか収入を得るっていう手段は、確かに夏の海水浴で一部何かを出してっていうのはあるかもしれませんが、大きな安定収入としたら宿舎事業、ですから、そこが1つの大きなきっかけであるっていうのは間違いないです。たまたまこの国を挙げて、インバウンドを上げていこうという中で、もしかしたら採択をされたら、そういう施設ができて採算がとれる、収益が上がるような形もあるかもしれない。いうところで、確かにここへ手を挙げさせてもらってました。そういった意味で、宿舎から入ったというのはもう、紛れもない事実でございます。ここが全く何もない平地であったり、山であったり、でスタートしたんだったら、確かに何をやりましかつていう、入口から入ると思いますが、今回たまたま宿舎事業が中心であったというところでスタートしましたので、まず旅館の整備というか、募集という形にさせていただいておりますが、いろんな意見を頂いておりますので、これに限らず、もっと違う案があるんだったらそれをもしっかり考え

て、どちらがいいのか、よりよいのはどちらなのか、もしくは両方できるのかっていうものを探っていこうというのが、今の現時点にあると思っております。

○議長 発言者の方に申し上げます。傍聴の方もいらっしゃると思いますので、ゆっくりとはっきりと発言をお願いいたします。マイクに向かって、お願いいたします。

○井上議員 今回の副市長の言葉、分かるんですけども、だから最初から、今日の参考人の皆さん、どうしてこういう形で署名活動までになったのかなというのが、よく分からなかったんですが、今日の話聞いて、提案が、今副市長おっしゃったように、こんな宿泊のこともある、そして、ほかの案についてとかいう言い方じゃなかったんじゃないかなと想像したもんですから、今のところ、1点、確認したわけなんです。公の施設と言って、今、副市長実際には赤字じゃいけないとは分かるんですが、公の施設は公共の福祉、皆さんの、特に当時は県民の皆さんのため、そして町民の皆さんのためということで、公の施設として包ヶ浦を造りましたから、学習、あるいは、そのような福祉的なことで、収益について、当時の考え方であんまりなかったもんですから、今回、参考人の皆さんの中にも、今の現状について、包ヶ浦について説明して、これについてどのような利活用したらいいかというところを検討すべきではなかったかというのが初めにあったもんですから、それについては、そういった機会というのは、今回の協議会の中で持っていくんですか。

○村上副市長 この協議会は地域の代表者5名と執行部で組織しておりますが、今後も、こういった利活用案があるのか、それは提案をどんどんいただきたいと思います。もしかしたら前回とか前々回あたりに、素案のような、こういった使い方がいいんじゃないかっていうような意見があるかもしれないと思っておりましたが、市の提案に対する意見が中心でありましたので、今現在はそういう流れになっていると。今後、もっと違う案が出てくれば、当然協議会のテーブルの上で、しっかり議論したいと思います。

○井上議員 市の今の資料の中の6ページなんですけど、利活用の基本的な考え方の中で、宮島まちづくり基本構想に掲げる、自然に触れ学習できるレクリエーション施設としての活用を図ると書いております。宮島のまちづくり基本構想とカルネサンス構想とか、たくさんの、矢継ぎ早に宮島のことについていろんな構想ができましたけども、今日の参考人の皆さんの資料では、あるべき姿に向けた取組として、はっきり自然公園の整備、自然に触れ学習できる公園の整備、そしてありたい姿に向けた取組の中では、包ヶ浦自然公園の整備は、自然に触れ学習できるレクリエーション施設の整備と書いておまして、このまちづくり基本構想を基に考えていくというのが一般的にはそういう考えなんですけど、これについて、今、宿泊施設がございましたけども、それは本当に県民の皆さんに宮島に来ていただいて、ケビンとかキャンプ、安く自然に触れてもらおうというのが、ずっとやってきたもんですから、大きな方向転換だとは感じたんですが、これについての議会の説明もなかったんですが、これについて、ここはどのように解釈して、今回、この採択に手を挙げられたんかというところが少し聞いてみたいところなんですけど、先ほど今、宿泊施設があるから、それについて、いい方向でとおっしゃったんですが、そのときにこのまちづくり基本構想についての検討とかはされたんですか。

○村上副市長 包ヶ浦がレクリエーションの場というのは、当初から当然承知をしておりまして、この宿泊施設の関係で一番当初の案に、全体の場所を貸すことによって、要はこういった機能も民間から提案をもらおうと思っておりました。そういったことが、少し不安をあおったところもあるかもしれないので、今回、改めて公共の責任としてやるべきところはしっかり考える、提案もらうところは提案もらうところってということで、ゾーン分けを改めてさせていただきましたので、そ

れでもまだ、逆に今度はゾーン分けしたがるゆえに、ここは入れないのではないかという意見もありましたので、そこはもう1回見直しをするというか、もう少し分かりやすく、あれで全部入れないというわけではない。どちらも使える場所だとか、そういったことを現地で今度話をしようということにしておりますので、そちらの動きを注視したいと思います。

○議長 ほかにございませんか。

○中島議員 井上議員の話からもダブるかと思うんですけども、再度確認させていただきます。6ページのところから7ページにかかるところなんですが、包ヶ浦集団施設地区ということで、公共エリアと宿泊施設エリアを分けてますと。公共エリアはあくまで市が、どちらかということと今から運営管理等、基本的な考えを基にやっていこうと。宿泊施設エリアについては、6月13日の協議会を傍聴させてもらったときに、村上副市長から自然とホテルの両立を、共存共栄という言い方なんですかね、考えながら、そして原田副市長からは募集する際は要求水準を作成するよと、いうことは、裏を返せば今までのその話された条件を、しっかりと踏みとどまりながら、考えながら、含めて考えていこうということでもまずよろしいでしょうか。

○観光課長 おっしゃるとおりでございまして、公共エリアにつきましては、だからもう、みんなでいろいろ知恵を出しながら今後どのように活用していくか。例えば市がきちんと責任を持って管理する部分、宿泊施設エリアについてもこれを最大としてこれからいろいろ案も出てこようと思いますが、極力人も入るような、みんなが集えるような場所にしていだけるような形で募集要項も進めていきたいと思っております。

○中島議員 そうするとエリアは2つに、公共エリアと宿泊エリアに分けたけども、包ヶ浦集団施設地区全体のエリアを統括して、ブラッシュアップするのは市がやるよということでもよろしいでしょうか。

○観光課長 できましたら環境省の土地も含めて、市がきちんと自然公園としての活用を考えていきたいと思っております。

○徳原議員 午前中でも参考人の方の話を聞く中で、高橋議員からも出たんですけど、今回、署名が1万3,815出て、この包ヶ浦を守る会に対しての広報ですよね、意見を求める。これ、私四季が丘住んで、中国新聞とってて折り込みが入ってたんですけど、ということは2000世帯で中国新聞とってるのが半分でも千近くの方がこれを見て、判断もされたんじゃないかと思うんですけど。これを見るとどうしてもまずは、みんなの大切な包ヶ浦自然公園がなくなろうとしているとか、結構ぱっとこう見るとこれはまずいよねっていうようなことがありきで署名された方が多いんじゃないかと思うんで、今日の参考人の方とも話が出たんですけど、協議会がもう少し進まないというところできないかもしれませんが、宮島島民以外も4,180名の署名があるということは、結構関心持ってこのことに関して見てると思うんで、そういう方々に対して、市も協議会の進め方によるんかもしれないんですけど、きちっと理解を求めるような報告会とか、意見を求める会とか、そういうことをすべきじゃないかと思うんですけどその辺の考え方はどうですか。

○観光課長 資料1の最後のページにも載せさせていただいたんですが、今後、広報であるとか、そういったものできちんと周知をしてまいりますし、実際に協議会が確かにもう少し進んで、ある程度方向ができれば全体の説明会ということになるかなと思います。ただ、今は協議会のこの経過をしっかりと、こういった意見が出ました、こういった方向で進めますということを伝えながら、理解を求めていくようにしたいと思っております。

○徳原議員 分かりましたけど、できれば早い時期に、この署名された方だけでなしに、そういう関心持ってる方々の意見を聞く機会、どういう方法があるか考えなきゃいけないですけど、そういうこともやってほしいんですけど、どうでしょうか。

○観光課長 確かに協議会だけではなくて、いろんな意見を聞く場は設けていきたいと考えております。

○議長 ほかにございませんか。

○水野議員 今日の午前中の会の中でも、自然破壊についてもありましたので、そこも質問させてもらいたいんですけども、今回3度エリア、ゾーニングも見直して、シバナの保護地であったりと、そういう形でやってるんですが、今日午前中のお話聞いていますと、地下を掘るとか、基礎工事をすると水脈が断たれたりとかして、汽水域という場所の影響も出てくる、何かしら手を加えることによって。極端な話で言えば、今エリアを分けていてもホテルのところとか、例えば今グラウンドが全部コンクリートになったりとか、そういう事業者に対しても、いろいろ規制はされるのか分からないんですけども、そういったエリアを分けるだけで済む問題なのか、ちゃんとそういった環境に対する調査であったり、今後の取組などをどう考えられてるのか、その辺をお聞きいたします。

○観光課長 まず、こちらは自然公園ということで、我々の狙いとしても自然公園の自然を戻していくということが一番大きなところにあります。ですからコンクリートを一面に張るであるとかは我々としても望んだことではないので、きちんと高木を植えるであるとか、自然に戻すような形の提案でなければ恐らく採択することはないと思っております。そういった条件についてもきちんと固めて、PRしていかないといけないと思っております。必要であれば、今の環境影響評価は、法的にはやらなければいけないということではないんですけど、例えばこれ事業者が任意でやるっていうことは、可能性としてはあると思いますので、そういったことも念頭に、もしそんなような大事なものに影響が出るということが想定されるのであれば、きちんと評価を求めていきたいと思っております。

○原田副市長 汽水域に関係してのお話ございましたけど、もともとこの池につきましては、調整池として設置されたといういきさつもあると伺っています。また建物の地下水への影響ということのお話でございますけども、ここで宿泊施設ゾーンということで、事業者へ提供しようとしてるっていうところにつきましては、非常に低地の部分もあったりしますので、少し高めのセッティングになるのではないかと。募集要項の中では木造2階っていうのが基本原則になるんじゃないかと思っておりますし、また、4寸勾配もあったりまして、これいらん話ではありますけども、宮島島内の中心部にある特定物件であったりとか、その辺の考え方みたいなものを募集要項には載せてまいりたいということでもあります。地下水に影響及ぼすかということにつきましては、杭を打つようなものになるのか、少しその一部の上部の地盤改良みたいなもので対応できるのかは、設計とか地盤調査を詳細にやってみないと分からないということもありますし、地下水の動向とか、建てる建物の位置によっても、またいろいろ変わってくるかなと思っておりますけども、この汽水域の池に対しての影響は非常に少ないのではないかとということで、現在、考えている状況です。

○坂本議員 今日、午前中の協議の中で、1つは全体の宮島のビジョンの中でどう位置づけるかというのを、きちっと明確にしながら進むべきではないかということがありました。1つには、今の宮島のルネサンス計画、その中の位置づけが重要になってくるのかなと。そこに初めて上質のインバウンドという言葉が出てきたんだと思うんですね。ポストコロナのあと、その中でどう位置づ

けるかと。その中で、包ヶ浦をどのような形で、宮島の中でどう位置づけるかというのを明確に、そこをしっかりと表すことが、まず第1じゃないかなと思ってます。ルネサンス計画では、世界遺産宮島の自然・文化・歴史など普遍的価値を活用した宮島らしい観光を推進し、持続可能な観光をやると、それを目指すということがあるんで、その中できちっと包ヶ浦の位置づけをどうするかというのを話合う、基本にすべきだと思うんですが、その点はいかがですか。

○観光課長 協議会の中でも包ヶ浦の今後のビジョンをきちんと示すべきだという御意見も頂いておりますので、ルネサンス計画、あるいはまちづくり基本構想、こういったことの中から、きちんと包ヶ浦、あるいは宮島地域に及ぼす影響、こういったビジョンをつくって、示していきたいと考えております。

○坂本議員 そういうことを踏まえて、今回あくまで宿泊施設は提案の一つであるという位置づけで、いろんな意味での協議を進めていきたいという言葉を保ヶ浦の多様な活用案を検討するという事で、提案させてもらった協議会なんですけども、ルネサンス計画自体は20名ぐらいの、専門家も含めて、策定されてて、宮島の関係者9名ぐらいそこに入って議論を進めてこのルネサンス計画つくってきてますよね。今回の準備会協議会の中で、それをきちっとやろうとすれば、午前中にも要望がありましたけれども、ちゃんと専門家の意見とか、協議会のメンバーの選定について再度検討してほしいという要望がありました。そういう位置づけを明確にするためにも、協議会のメンバー構成について、再度多様な意見を聞けるような体制にする検討があるのかどうか、お聞きします。

○村上副市長 協議会は今のメンバーですが、当然専門家の意見とか、参考にする人を呼んで御意見をお伺いすると。例えば自然保護の関係だとか、専門的な知識をお持ちの方については、御意見を聞く場も協議会の中で設けていければと思います。

○坂本議員 ぜひそれを、ほかの案を提案せいと言われても、なかなか提案できないと思うんです。専門家を含めて宮島の現状を認識しながら、そこで最もいい、ルネサンス計画に合ったような形の提案ができるような場を持ていただきたいと思います。

○議長 回答はよろしいですか、はい。

○大畑議員 市の説明資料などでも、持続可能というのが何度も出てくるんですが、市が考えておられる持続可能というのは、どういうことを言うのでしょうか。というのは、今、赤字なので、赤字にならないようなものというような意味が強いように思うんですが、どうでしょうか。

○観光課長 観光施設の考え方ということでもございますけれど、今こちらの包ヶ浦自然公園のこの広大な土地を維持していくためには、ある程度の収益が必要になってきませんかと思っております。そういった収益を生んだ部分のものを維持管理に充てていくということが、持続可能な公園の管理ということにもつながるのではないかなと思ってますので、保存と活用をきちんと両立できるような、保存すべきものはするけれど、活用するものは活用して、そこで生まれた収益をきちんと保存に回すという好循環を進めていきたいということでございます。

○大畑議員 先ほど井上議員も言われましたけれども、公共的なものであり、私は赤字であってもいいと思うんですよね。何のために宮島税を導入したかという、宮島の文化・伝統・自然なんかを守るためにということで導入したわけですから、ある程度は持ち出ししてでも守るべきところだと思うんですが、どうしても黒字にさせないといけないのでしょうか、伺います。

○観光課長 黒字になる必要はないとは思いますが、維持管理費に市税をずっと投入し続けていくというのは、あまりよろしくない形なのかなと思っております。訪問税も観光客が増大す

ることによって発生する行政需要に充てていくのが大原則でございますので、こういった自然を守る、というかここを自然と見るか、観光施設と見るかの思いもあるんですけど、観光として活用していく部分の意味合いもあるんで、それはきちんと利活用した収益を、自然に充てていきたいということでございます。

○大畑議員 考え方は分からないでもないんですが、午前中の守る会の方の説明も聞いて、非常に説得力のある説明で、小さな改編でも大きな影響がある可能性があるということは、非常に大事な観点だと思うんです。宮島の包ヶ浦自然公園としての価値が損なわれるようなことがあってはならないので、長い目で見て少々のお金を投入してもいいのではないかなと思うんですが、黒字になる必要はないけれどもということになると、市の計画でいうと、トントンになれば、赤字にならないほうがいいことなんで、少々の市からの資金の投入みたいのがあるぐらいなら大丈夫なんですか、伺います。

○経営企画部長 少しの赤字ならという表現がありましたけれども、行政はいつでも言ってますけど、税金を集めて分配するところなんです。で、当然不採算の部分を行政がやるっていうことは、多くあります。儲からない部分をやるのも行政です。行政全体を考えたときに、例えばこういった観光であったり、観光交流であったりいうところは、せめて独立採算にするべきだという基本的な考え方はあります。そうした中で宮島で言ってますけども、広大な自然公園を守るためにお金が要るんだっていうときに、そうした財産を活用しながらそういったことを捻出していくっていう考え方、これ自体は大切なことなんだろうと考えております。あくまでも赤字であっていいとは考えていないという状況です。

○栗栖議員 端的に、今回のこのやりとり見ててすごく思ったのが、平成15年3月に廿日市・佐伯・吉和が合併した後に、吉和地域の十方山林道について、すごくもめて、最終的には実施ができなくなったところまで行ったことを思い出してるんです。あのときの反省という部分を、もし行政が持っていらっしゃるのであれば、同じ轍は踏まないような対応をしっかりとさせていただきたいと思います。というのが、行政側がこれとにかくぜひとも実現したいって本当に思っていらっしゃるのであれば、あのときは結局、反対派の方が反対しない理由をたくさんたくさん、次から次から出されて、それに対応しきれなくなって、できなかったんですよ。そうじゃなくて、やりたいと思われてるんだったら、しっかりと情報収集、また真摯な説明であったりとか、常に逆に先に行く姿勢っていうのは持っていおかないと私は無理だと思う。それから、あとはぶれないってことです。話を初めから聞いているのに、何か聞きたんびに話変わってるよねって話になってしまうと、私たちも何信じていいのか全く分からなくなるんで。やはりその部分は、初心を貫徹するっていうんじゃないけども、きっちりとぶれないような話をさせていただきたい。そこには絶対、決して嘘はあってはならないので、そういう態度で臨んでいただきたいことを過去の経験を教訓に言わせていただきました。これに対して、何か御回答があればお答えください。

○市長 先ほどからいろんな御質問いただきまして、答弁が不十分なところもありました。基本的には私たちも、宮島がいかにかそういった施設をインフラ整備するのに難しいところかって十分承知をしております。これまでの経験であったり、知見であったり、自然公園法、文化財法、いろいろそういったものを含めて経験知見を積み重ねてきております。そんな中で今、包ヶ浦でこうした施設を造ることによって、包ヶ浦を持続可能なものにしていこうという考え方に至ってきております。先ほどヘリコプターの話もありましたけれども、これヘリポート、平地ですけども、ヘリコプターのヘリポート機能を造ることが、防災だったら丸で、観光だったらバツというルールは基本

的にありません。観光でバツならば、そもそも今回補助金採択されてませんから、ないんです。そんな中で今回そういう案を作っております。ただこれから協議を重ねていく間において、もし仮に、これが公募に至って、ある程度具体的な施設が出てきたときに、私たちの厳しいフィルターを通してきて採択された事業者の案をしっかりと、例えばユネスコに確認したらどうかというようなお話もありましたけど、当然、そういったことも確認して、宮島の世界遺産が登録抹消されることは断じてあったならんわけでありまして。こんなことがあれば本末転倒でありますから、私たちは逆に宮島を持続可能なものにして、財政的にも、環境的にも持続可能な場所にしていきたいという思いで、今回この事業を提案させていただいておりますので、断じてそんなことはないと思っております。栗栖議員からぶれないようにという質問もありました。当然、宮島の関係者の皆さんの声をしっかりと聞かせていただきながら、私たちの思いをしっかりと伝えていきたいと。その部分につきましては、ぶれない姿で、姿勢でやっていきたいと思っております。

○佐々木（雄）議員　今、市長が言われましたけど、実は2月の頃に、これ間違った情報が入つとると。市長は新聞報道されとんですよ。地元に行って説明する。今、説明して次に行くと言われましたけど、それまでに4か月、こういう皆さん方が反対署名から何か起きる頃に、私も1万5千何名もの署名が起きると思っただけなんです。ただ、それは皆さん方の説明が全くないから。ほとんど一方的だったんですよ。去年の2月に地元で説明されましてから、1回もまだお話をされてないですよ、市長自体が。地元に行って、どうも履き違えているから説明すると言われるんでしたら、今の答弁がどうももっと早めに説明来てほしかったんですよ。そしたらここまでならなかった。それは行政も、例えば私たちに、今回この資料もらいましたが、私たちは2月にこの10万円の高付加価値のをもらったんですよ。それとおなじもんですよ、今回のこの資料。あくまでもこれは誘致するための資料なんです。そういうことも踏まえて今まで協議会やったのに、何を皆さん方聞いてやっとなんか。で、提案を少しずつ変えますいうんだけど、答えは全て建設ありきから始まっているから、どうも地元の人不信がとんですよ。そうじゃないんだということをまず払拭してもらって、説明会するなり、今の坂本議員が言われましたように、いろんな人を集めてやるべきだろうと思うんですよ。その前に行く段階で、皆さん方は何か隠しているのではないかと、どうじゃないか言うて、皆さんが不信がっている。

○議長　佐々木議員質問をお願いします。

○佐々木（雄）議員　そういうことも含めて、市長もう一遍、はっきりと説明しに来られますか。

○市長　正しい情報が伝わっていないという表現、私これまでよくさせていただきました。先ほど高橋議員でしたが、関係者の皆さんに正しい情報が伝わっていないのではないかと、乖離があるのではないかとというようなことがありました。私にとって正しい情報というのは、議会に説明してきたことが正しい情報でありまして、この議会で説明してきたことと、署名に趣意書が載ってましたけども、大きな乖離があると思っております。要は、非常にある意味誤解がある中での署名活動だったと思っただけで、私は一刻も早く、今議会の皆さんに御説明させていただいておりますけど、これと同様の内容をできるだけ多くの皆さんに、御説明させていただかなければならないと思っております。ただ、住民説明の在り方については、これまでも協議会の中である程度方向性を決めていこうというルールになってますので、協議会の中でその説明会の在り方は考えていかれるんだろうと思っております。もしこの協議会の中で、今後そういった説明会を一刻も早くしていこうという方向になれば、しかもその中で私の出ていく場面が必要なんだということなんであれば、私はいつでも出て行く準備はできてます。

○吉屋議員 実は一番気になってたんですけど、答弁でもちょっと伺った、いろいろと相談してるコンサルの方との連携であるとか、その辺りが少し連絡がとりにくいであるとか、そういった御発言があったように思うんですが、そもそも、そこの関係がどうかということがしっかりしてない中で、今の話進めるのは難しいと思うんですけど、そこは全く心配ないんでしょうか。

○観光課長 このたび予算も事故繰越という手続をしております、今、実際これまで協力をいただいたコンサルタントの方と、なかなか連絡が難しい状況になっております。ただ、これまでの業務が全く生かされないということではない。ただ、今支払いができていない状況ですので、きちんとその辺りは実績報告なりを上げていただきたいというのが我々の願いでございます、今後については、また別の協力者が必要になってこようかと思えますけれど、それは必要に応じて、今すぐ契約ということも考えておりませんので、また必要に応じて、コンサルなりを考えていきたいと思っております。

○吉屋議員 なかなかそういった専門家を見極めるって難しいとは思いますが。ただ連絡がとりにくくなったであるとか、成果物がしっかりと期限内に出てこないであるとか、そういった事業者との連携の中でこの公募要項をつくられて、公募要項は議会も関わってるので一番最初の提案があったものから大分変わってると思うんですけど、次に絶対にそういったコンサルなり専門家なりが入らないと、この施設を誘致する云々ってことが決まらなと分らないわけですが、その辺りの事業者の見極めについては、どのようにされるんでしょうか。もう、これ答弁いただいたらそれでお願いします。

○原田副市長 少しそういう御心配はあると思いますが、今までお願いしてた事業者につきましては、どっちかという観光事業に非常に詳しい事業者ということでありました。一般的によそのそういった募集要項とかその後やってるところもございますけども、最近では建設系のコンサルは、かなりそういったものに詳しい、募集要項、あるいは要求水準であったり、そういうこともございますので、今後はそういうコンサルも含めた形として、もしこの事業を行っていくことになれば、今まで積み上げたもののプラス、募集要項の詳細、要求水準等については、特に問題はない。いろいろコンサルさんはおられると認識しています。

○議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これをもって質疑を終結いたします。ここで暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

休憩 午後4時15分

再開 午後4時30分

~~~~~○~~~~~

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。これより必要であれば議員間協議を行いたいと思いますが協議はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 なしであります、ほかに何か提案とかございますでしょうか。

○吉屋議員 先ほど答弁もありましたが、もし高付加価値のホテルが建設されるっていうときに、どういった影響があるか。環境アセスについては、法的にはしなくていいんだよという答弁でしたが、ある程度、山下議員とも話をしましたが、幾つかの工法があって、こういう工法のときにはこういった影響がある、こういった地下水への影響がある。酸性、アルカリ性変わるとか、そういつ

たことがあるようなので、そういったことについて、どのように執行部が考えられてるか、もう少し深く議論したいと思うので、その点について時期は執行部の都合があると思いますが、話し合う場を設けていただきたい。あともう1点は、ユネスコの世界遺産の認定のことに関しても、今日の答弁ではまだ、もう少ししっかりと調べていただいて、我々も調べて議論する場があったらいいなと思いますので、会期中じゃなくても、そういった場を設けるように議長のほうから、議会として提案していただけたらと思います。

○議長 今、吉屋議員から提案をいただきました。我々の判断をする材料として、もう少し執行部から説明を受けたいという申出がありましたので、これを議会として執行部に申し入れたいと思います。それでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内容的には、また正副議長で詰めまして、執行部に申し入れをしたいと。時期等につきましては、こちらに任せていただければと思います。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長 以上をもって本日の案件はすべて終了いたしました。これにて議員全員協議会を閉会をいたします。

~~~~~○~~~~~

閉会 午後4時32分

# 令和6年議員全員協議会 議事録、資料

令和6年6月24日

○議長 日程第2、宮島包ヶ浦自然公園の利活用方針の策定等についてを議題といたします。直ちに当局の説明を求めます。

○観光課長 それでは、宮島包ヶ浦自然公園の利活用方針の策定等について御説明申し上げます。資料の2ページを御覧ください。

宮島包ヶ浦自然公園の利活用方針の策定についてです。これまで公共エリアや宿泊施設エリアといった言葉でいろいろ説明してきましたが、包ヶ浦自然公園の全体の姿、利活用のイメージが湧かないといった意見が多くございますので、宮島包ヶ浦自然公園利活用方針を策定したいと考えています。策定の進め方ですが、1)基本事項の整理を行うものとして、本市の計画上の位置づけや、国立公園をめぐる動向をはじめ、現施設の現状や課題、包ヶ浦自然公園に係る法規制などの基礎的情報を体系的に整理したいと考えています。利活用方針案の策定ですが、基本事項の整理を踏まえ、公園全体の将来の目指すべき方向性や、利活用のイメージやゾーニングの考え方などについて整理したいと考えています。策定に当たって、幅広い意見を集約する必要もあり、協議会メンバー以外の参画の方法等についても、協議会で御議論いただき、決定したいと考えています。

続いて3ページを御覧ください。6月17日の議員全員協議会で説明した後、各関係課で確認を行い、意思統一した点についてお伝えさせていただきます。

初めに、包ヶ浦自然公園の活用と世界遺産の登録への影響についてです。結論から申し上げますと、国内法を遵守している限り、世界遺産登録から外れることはないことを確認しております。世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例の条文に、個々の世界遺産の保護等に係る直接的な規定条文はなく、各国において世界遺産を守る措置を取る必要がございます。具体的な法として下段に記載しておりますが、日本では文化財保護法や、自然公園法といった国内法の規制を守ることになります。

4ページをお願いいたします。文化庁に確認したところ、世界文化遺産や緩衝地帯における事業実施に当たり、当然、世界遺産の普遍的価値への影響を判断する必要がございます。記載しておりますように、厳島神社の世界遺産価値は、4つの評価基準となっております。そうしたことから、現在の市の利活用の考え方の場合、現状の活用状況と相違はなく、世界遺産としての普遍的価値に影響はないと考えております。

5ページをお願いいたします。

環境影響評価についてです。環境影響調査について、包ヶ浦自然公園の活用において、環境影響評価は必要ないと考えております。環境影響評価の対象となる事業は、環境影響評価法及び広島県環境評価に関する条例で定められており、現在、市が考える包ヶ浦自然公園の利活用の考え方の場合、対象事業には当てはまりません。文化庁の見解では、そもそも特別史跡及び特別名勝として指定する際に様々な環境調査を実施しており、改めての調査は必要ないとのことでした。また、環境省の見解でも、事業を進める際に景観や自然環境へ配慮するように求めるが、環境影響評価までは必要ないということを確認しております。

6ページをお願いいたします。

最後にヘリポートについてでございます。現状の包ヶ浦自然公園内の臨時ヘリポートですが、これは正式には航空法第79条に基づく飛行場外離着陸場でございます。運航者が航空局に申請し、許可を得て救急や物資運搬等の用途で運行する広場のことを言います。このたびの包ヶ浦栈橋広場

の計画は、老朽化し活用されていない危険建物・管理棟を解体し、この場所へ臨時ヘリポート機能を移転させ、救急や物資運搬等の機能に道路や海路と連携させることで、現在活用されていない交通アクセス機能を追加するものでございます。一般的には下の表にありますように、飛行場外離着陸場を含め、ヘリポートといいますが、正式には航空法第38条に基づくヘリポートは2種類で、1つは誰でも使用できる公共用ヘリポートと呼ばれるもので、広島県内は、旧西飛行場後に整備された広島ヘリポートのみです。もう1つは、非公共用ヘリポートと呼ばれるもので、利用者は制限されており、これも広島県内に1か所でNHK広島となっております。それ以外の例えば、JA広島総合病院の屋上や、HIROHAI佐伯総合スポーツ公園の駐車場、そして宮島包ヶ浦自然公園などは、ヘリコプターが離発着できる広さを持った広場というのが正式な分類となります。利用の都度、空港事務所等に申請を行い、国土交通大臣の許可を受けた航空機及び操縦士だけが使うことができる場所であり、包ヶ浦栈橋の広場についても、こうした利用であれば問題ない旨を文化庁にも確認しております。

7ページは、移設のイメージや現状の利用状況を写真で示しております。

○議長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○大畑議員 2ページが一番最初の、利活用のイメージやゾーニングの考え方などについて整理というのは、今の市の一案、1つの案であるという現在の案について分かりやすく整理するという意味でしょうか。前回の全協で、ゼロから考えることはできると。ただ、市の案として1つの案を示したにすぎないとおっしゃったので、こういうふうに案を策定することになると、市の案が強固なものになるような気がするんですけど、どうでしょうか。

○観光課長 このたび作成しようとする利活用案というものは、今は公共エリアと宿泊施設エリア、真っ二つに分かれて、まるでどちらか片方には、例えば宿泊施設エリアには足が踏み入れられないというイメージがあるということですので、ある程度、この辺りにはこういったものがあるのでこういった活用するというゾーニングをもう少し細かく、こういった活用できる、この辺りの一帯で、包ヶ浦の、もうこれは市有地のみならず環境省の土地も含めて全体のイメージ、活用方針等を示したいと思っております。

○大畑議員 それはあくまでも1つの市の考えで、1つの案としてということなんでしょうか。2ページを見ると、策定に当たっては幅広い意見を集約するため、協議会メンバー以外の参画の方法等について、協議会で議論し決定するということになると、市のそういう原案を補強する形で進むのかなと思うんですが、それが心配なんですけどどうでしょうか。

○観光課長 この利活用案は市の案を補強するというものではなくて、あくまでも市の案は1つとしてあるんですが、皆さんで、例えば宮島まちづくり基本構想に掲げているようなレクリエーション施設はどこにあるのがいいのかとか、そういったことも含めて、全体の活用方法を幅広く議論していきたいと思っております。例えば海浜の近くには、自然に大切なものがあるんだったらどういう活用をそこはしていくゾーンにすべきか、こういったことを広く話をして、エリアを決めていきたいと思うものを作ろうというもので、それを例えば部会を作るのか、メンバーを増やすのか、いろいろやり方はあろうかと思いますが、そこは協議会でしっかりと話を進めてまいりたいと思っております。

○大畑議員 そう言われると、ゼロから考えたいという協議会での意見もあったので、ゼロからでないような気がするので心配なんですけど、それについても多分答弁は同じだと思うので、ここで置きますけれども、世界遺産の登録について、国内法を順守している限り世界遺産登録から外れるこ

とはないとか、それから、環境影響評価は必要ないということなんですが、参考人の言われたことから考えて、法を守っているからいいというものではないとおっしゃいましたよね。私もそれが問題だと思うんですよ。絶対市が法を外れるようなことはしないし、できないはずなので、問題となっているのは、法はクリアしているけれども問題である、環境に対する大きな影響があると思われる、世界遺産の登録についても取り消されかねないような重大な事項であるということ、参考人が言っておられるんだと思うんですよ。だから、このように書かれて、議員の判断として、外れないんだからいいじゃないかとか、環境影響評価必要ないから、それでいいじゃないかということになってはならないと思うんですが、参考人がいろいろおっしゃったことに対してどういうふう to 受け止めておられるのか、また宮島の住民の中に……

○議長 大畑議員、今説明があったことに対しての質疑をしていただかないと、ずれてきてますんで。

○大畑議員 最初の2つについてお伺いします。

○議長 今言われたように、守る会の環境産業のことは執行部の方は知っておられませんので、その辺のところも頭に入れて質疑をしてください。

○大畑議員 言い直します。だから参考人の方は、法を守っているからといって、いいものではないとおっしゃっております。それで、署名が、宮島の住民の方の7割以上が集まっていることは御存じのはずだと思いますので、そのことについてどう思われるのかお伺いします。

○観光課長 文化財保護法であるとか、自然公園法を守っていないものは論外でございます、もちろん。そういったものは申請を受け付けることもありません。ただその中で、法を守っているからといって悪いものが出てきた場合という、ちょっと曖昧な御提案だと思いますけど、そういった場合、もし必要であれば環境影響評価は任意ですすることもありますでしょうし、文化財に関しては、確実にもう法を守っていないものは許可できないということになりますので、その辺りの曖昧なものは文化財保護法に関してはあまりないのではなかろうかと思っております。

○大畑議員 私の問いと、ちょっと答弁が違うような気がするんですが、法を守っているからいいというものじゃなくて、法をクリアしていても問題があるとおっしゃってるわけだし、私もそう感じるんです。一番は宮島の環境に与える影響です。たまたま私、今、南方熊楠の評伝を読んでまして、さいき図書館から借りてたまたま読んでたんですが、南方熊楠は植物学者で博物学者で民俗学者なんですが、現代語約で読みますと、しかし一般の人が考えるのとは違って、食物の全滅ということはちょっと範囲が変わるくらいのことから始まって、たちまち一斉に起こります。そのときになってどれだけ慌てても、元のように戻すことはできません。私はそれを目の当たりにして見えました。だから証人として申し上げているのです。っていうふうにおっしゃってます。この南方熊楠は、明治政府が神社合祀という方針で、神社を町村に1つずつにしようとしたときに、社叢林、鎮守の森が失われることに強く反対した方なんですけれども、そのとき既にエコロジーという考え方を持っておられたようです。言葉も使っておられますし。ですから宮島の方が反対される大きな1つの理由としては、そこの部分はもう開発されてるからいいんだということではなくて、全体をちゃんと守ってもらわなければ、出口のところも守れないということなので、今こういう説明が、ヘリポートが許されるんだとか、環境影響評価は必要ないとか、法的に大丈夫だとか言われても、それでいいですよというわけにはいかないんですよ。何かその点を市の文化度が試されているような問題ですので、もう一度再度お答え願います。環境に関して、法がクリアできればそれで済むのかということなんです。

○観光課長 説明がちょっと足らなかったかと思うんですが、2ページのところの基本事項の整理というところがございます。この中で現施設の現状という中で、今考えているのは、例えばおっしゃる汽水域であると、シバナだけを守ればいいのかということ、実はそうではないと思っていますので、塩分濃度であるとか、干満時の水位であるとか、そういった調査、いわゆる現状の調査はこの中でしっかりと、まず基本事項は整理して、確認をしておきたいと思っています。で、これが今後変わっていくのであれば、その際にはきちっと行政としても自然を守ることは大切だと考えておりますので、そこについては、きちんと行政の責任を持って対応していきたいと思っています。

○佐々木（雄）議員 1つだけ確認したいんですが、今この自然公園の利活用の策定について今出されてますけど、1つだけ確認ですよ。今まで私たちに上質なるとか、高品質のように全員協議会で何度も議論してきましたよね。この文章を読むと、今まで皆さんが案を出したのは、これは白紙に戻して今から協議をするととれるんですが、それでいいんでしょうか。そうしか読めんのですよ、これ。今まで皆さん出したのは案ですから。これから皆さんと協議をしてやりましょうとここに書いてあるんですね。ということは、今までの案は全部白紙に戻して、今から協議をしていくというふうに解釈したらいいんでしょうか。だってこの間、前回のときにゼロベースで考える言われたんです。

○産業部長 ゼロベースかというお尋ねでございます。先般6月17日の議員全員協議会で、6月13日に開催した第3回の協議会の資料の御説明をさせていただきました。宮島包ヶ浦自然公園の利活用の考え方を協議会に示しましたけれども、この考え方案自体は、市の案として、いろんな協議会のこれまでの意見を踏まえて、公共エリアと宿泊施設エリアという区分でございますけれども、包ヶ浦全体のこの利活用の在り方を、ひとつお示ししたと考えております。このお示した協議会の意見の中で、なお、包ヶ浦自然公園の全体の姿が見えない、あるいは市の公共エリアが拡大しましたけれども、その辺りの利活用イメージであるとか、少しエリア区分、エリアリングの話もございました。これを受けて、第4回の協議会では、公園全体の将来の姿や利活用のイメージを少し改めて議論する必要があるのではないかと考えております。そのために、2ページにお示しております基本事項の整理と書いてありますけれども、これまで協議会でいろんな参考資料を説明してきましたけれども、もう少し体系的に、それと今国立公園の在り方、取り巻く動向もいろいろと昔と違って変わっております。そういったこともきちっと整理した上で、少しこの包ヶ浦集団施設地区のエリアをお示して、協議会で議論していきたいと。そのときに多様な意見も頂戴したいと考えておりまして、その参画の仕方については7月19日に開催します第4回の協議会で、意見を頂きながらやっていきたいと考えております。

○佐々木（雄）議員 今言われましたけど、私が聞いとるのは、今まで全員協議会で皆さん方が説明してきた案は、全てゼロベースで今回は協議していくんですかっていう確認だけしてるんです。今までやったのは案ですから、今回ここの読めるのは、協議会以外のメンバーで、協議会で議論し決定するって書いてあるんですよ。今までに出した案は、もうゼロベースにして、初めからやっていけるんですかって聞いとんですよ。それだけで結構です。イエスかノーかだけおっしゃってください。

○産業部長 これまで示してきた案でございますけども、これは市の案として1つあると。一緒に俎上に乗せて、いろいろと包ヶ浦自然公園の在り方について、幅広く協議していきたいと考えております。

○佐々木（雄）議員 ちょっとよその例なんです、鞆の浦に仙酔島がありますよね。これ瀬戸内海自然公園で、何か月か前に、あそこの国民宿舎を潰して、福山市が新たに公募をかけて、リゾート会社へ200点満点で百八十何点ぐらいで、公募が決まりましたよね。それで、いまだに決定してないですよ。まだ業者決まってないんですよ、契約してないんですね、実は。この間新聞出てたんですよ。その中の理由が、瀬戸内海国立公園の中の一角に自然公園法があって、もう1つ文化財保護法があって、なかなか契約ができないんだと、当時の福山市長が答弁しとるんですよ。てことは、宮島もこれに必ずひっかかるんですよ。その議論を踏まえてやらんと、今、リゾート会社は、実は、新聞紙上によると26年にもうオープンしたい言いよるんよ。それも全くできない。まだ判こが押せないんですよ。その文化財と自然公園法がクリアできない。今月中にはできるだろうと新聞に書いてありましたが、今皆さん方がこれを言うのは、白紙ベースで今からやっていくんですよ。だからその辺のこともほんまに踏まえとるんか、もう1つ。今のヘリポート……

○議長 1つずつ行きましょう。

○佐々木（雄）議員 それでお願いします。自然公園法と文化財保護法を完全に適用できるんかということまで調べてますか。今、先ほど部長が言われましたけど、今までいろいろと変わってきとるから。その辺をよく議論がされてるのかどうか。

○観光課長 文化財保護法、自然公園法の申請が許可されない限り、契約はできないんだと思います。そこを無理やり法を曲げようという気もございませんし、時間を焦ろうと思っておりません。それは事業者がもし決まって、その案が出て、自然公園法なり文化財保護法の規定が守れないなら変えていただく。そういった協議をしながら進めていかないといけないものだと思っておりますので、そこについて、行政が何とか通そうということはございませんので、きちんとその辺りは時間をかけて、法をクリアするものまで契約はしないということだと思います。

○佐々木（雄）議員 次にヘリポートの件でもう一度聞きますけど。今臨時ヘリポートを申請する場合に、7ページに移転後は緊急輸送、物資輸送、交通アクセスって書いてありますよね。例えば、今の6ページに書いたときに、この交通アクセスということは、誘致をして、包ヶ浦にお客さんを運ぶことの解釈でいいですか。交通アクセスは何のために交通アクセスか。

○観光課長 この交通アクセスの点でございしますが、別に誘致をするということではなく、1つの駅のようなイメージを持っていただければと思うんですが、例えばフェリーで来ることでも可能、ヘリで来る、今でも決して駄目ということではないんですけど、そういった今例はあまりございません、これまで。それで例えば今後、今宮島全体で高付加価値化事業に取り組んでますので、こういった方でも宮島に来たいということがあれば、そこに来ていただいて、そこから帰っていただくこともできますよという広場をこしらえるということでございます。

○佐々木（雄）議員 今の6ページ読むと、あくまでもこれ申請せにゃあ許可下りないんですよ。あくまでもこれ臨時なんですよ。ただ交通アクセスということになると、私たちにしたら、この間全員協議会のときに、文化財の担当課が言われたときに、観光では一切ドローンもあるから許可しませんとか言われてましたけど、この交通アクセスという意味が分からんです。臨時にこういう交通アクセスで持ってくるためのヘリポートが要るんですか。そこがもう一度、はっきり観光では全くないことでしょね。その辺を確認します。

○観光課長 7ページを見ていただきたいんですが、四角で囲った移転機能追加の下に米印で書かせていただいているんですが、観光目的、いわゆるそこを遊覧飛行の発着場にするような整備は、文化庁は認めないと聞いております。ただ、例えば物資を運んだりするその広場に対して、例えば広

島空港から人を運んで来て、そこで降ろしてまたヘリコプターは帰っていくっていう場所であれば、これは航空法のきちんと規定さえ守っていれば、許可しないことはない。そういったものであれば、観光庁も問題ではないという確認は取れてますので、いわゆる本当にフェリーで来るかの違いだけであって、1つ交通手段のそういった場所を移転させる、今の包ヶ浦自然公園にあるものをこちらに移転させるというイメージでございます。

○佐々木（雄）議員　今回、今の管理棟ですよ、栈橋の。あれを壊すということなんですが、それでこれいうんですが、ほいで今の説明を聞くと、資材置いたり何とかいうのは、広場的に足りませんか、その場所が。だったら、今まで臨時でやっとなのはグラウンドなんですよ。前回でもG7で来られたときもグラウンド整備したんですよ。あくまでも臨時でしたらすごい広さが要るんです。資材運ぶときに。実は平成17年に宮島が土石流におうたときに、18年から工事してもらいました。そのときにはすごいヘリポートが要ったために、八尾の駐屯地から自衛隊に来てもらったんです。その間訓練もしたんですよ、上がるのに。世界遺産を落としたりいけないいうんで。何遍も訓練して、その資材を運んだんですよ。すごい場所が要るんですよ。今のようなところで造るということ自体は、あなたたちは観光庁のその予算を取るためにつくったとしか思えんのです、これ。古くなったからこれもうとこうや言うて。そういう補助金ができるけえいう、これ取ってつけたようなことなんですよ。そんなヘリポートじゃないですよ、これ。そのまま自然のほうに残しときなさいや。それであそこの栈橋はどうするんですか、今度は。あれテンヤ栈橋ですよ。その辺も分かってないような気がするんですが、その辺のことはどうですか。

○観光課長　今の包ヶ浦栈橋は、市の栈橋になっております。その土地も今、市、あと危険建物があって、こちらが例えば空路、道路、海路の結節点ということであれば、例えば防災ヘリであるとかそういった離発着にもいい場所であるというのが1つあります。それと観光としての交通アクセスという面も、機能が追加されるのであれば、観光庁の補助事業の対象にはなるということで、解体費について申請を上げたところでございます。議員さんがおっしゃるように、どうしてもひどい災害、本当に自衛隊のヘリが緊急に必要な場合などについては、7ページの青色で示しておりますように、普段そういった飛行場外離着陸場としては活用しないこの青い部分に災害発生時には、大型ヘリが降りれるような空き地は確保しておきたいというのが、全体の流れでございます。

○佐々木（雄）議員　くどいようですが、だから、私は今の青い部分だけで、1つでいいと思うんですよ。なぜ2つも造るんですかって聞いているんです。

○観光課長　造るというのではなく、青い部分については、普段はそこでいろいろなこともできるような空き地でございます。それだけの広場を確保しておくということでございまして、臨時の飛行場外離着陸場は、今黄色で示すところに移すということでございます。本当に緊急のときは、おっしゃるようにどれだけの広さが要るか分からないということもありますので、それだけの空き地は海岸沿いに確保したいということですので、ヘリポートを2つ造るっていうのとはちょっと違うと私は思ってます。

○井上議員　今回の2ページなんですけども、活用方針を策定するって書いてあったんで、前回の環境産業委員会での市長への申入れ書がまだ出てないんですが、と思ったんですが、市民の皆さんの、市の説明の相違ってということで、市の説明がこうだけでも、実際に住んでいらっしゃる方は、こう思っているというところを今回ここで説明して下さったんで、ありがたいと思いました。ただ1点、2ページに書いてあります策定の進め方では、基本事項の整理ということになってます。この基本事項の整理のときに、この本市の計画上の位置づけって書いてますけども、よく考えた

ら、宮島のためになるか、住民の人たちが幸せと思うかということが、議員みんなの基本だと思うんですけども、よく考えたら、そういえば合併建設計画、そして合併してからの宮島まちづくり基本構想、そして、これは合併前からなんですが、包ヶ浦設置管理条例、この3点が基本的な条項じゃないかと思います。今回、合併建設計画ひもときましたら、それも佐々木町長と山下市長との、そして町民と市民との約束なんですが、合併建設計画については包ヶ浦自然公園のケビンの改修と書いてありました。今回、合併してからまちづくり基本構想がございまして、本当宮島を思いつくってくれてるなと思ったんですが、その中に、あるべき姿では、自然公園の整備、これは自然に触れ学習できる公園の整備と書いてありまして、また、ありたい姿は、ビジターセンター、これは違いますね。自然公園の……

○議長 井上議員、質疑をお願いします。

○井上議員 はい、ちょっと説明しないと皆さんが分からないかなと思って。自然に触れ、学習できるレクリエーション施設の整備と書いてあります。具体的にこう書いてあります。そして最後に、包ヶ浦設置管理条例は市民のためのとなってますので、今回富裕層のためのということで、議会に対して、方向を変えていくという説明は受けてないような記憶があるんですが、今回、それは別として、基本事項の整理について、この3点をきちんと整理しながら変更していくという形で提案すべきではなかったかなと思いました。この点について、今の3点について検討したということがあれば、経緯を教えていただきたいと思います。

○観光課長 計画上の位置づけということの3点でよろしいですか。3つの計画、合併建設計画と、宮島まちづくり基本構想と、設管条例、その3点ということですか。

(井上議員「はい」と呼ぶ)

実際このたび、今進めている事業、宮島包ヶ浦自然公園の利活用は、我々としてもその3つの計画等から大きくずれているとは思っておりません。もともとまちづくり基本構想も宮島をどう守っていくか、そういったことの100年の計だと思っておりますので。ただ、その辺りの確かに体系的に我々がきれいにお示しするものもないので、その辺りは基本事項の中できちんと整理をして、お示しできるようにつくっていきたいというのが今回の基本事項の整理と考えております。

○井上議員 ずれてると思ったので発言したんですが、ずれてないというお答えなので、こういったところから市民も、そういったところの説明がなかったということ言ってるんですが、議会のほうも宮島のためになるということだったんで、ずっと検討皆さんしてくださって賛成もしてきたんですが、このたび署名が出たということで、71%と言っても、赤ちゃんから中学生まで除くと大体もう100%に近いので、これについて今のように、こちらがどうですかと言ったときに、いやいやそれは違いますとなったら、なかなか協議会でも話ができませんので、一番下に、協議会メンバー以外の参画の方法等については、今度の協議会でそれを発案されるんですか。

○観光課長 7月19日の協議会で、皆さんでいろいろ協議していただけたらと考えております。

○広畑議員 環境影響評価についてお尋ねします。特別史跡や特別名勝については、文化庁の見解も含めて、環境影響評価の必要はないが、ということで、ただ、希少生物や絶滅危惧種の観点については、自然公園法の規制の中で考えるべきであると、こう書いてあるんですけど。今私が心配してるのは、汽水域の濃度で、シバナなんかのあれになるんですけど、これは自然公園法の規制の中でどんな規制をかけて、これ5ページ、いや、いやだから自然公園法の規定の中で、どのようなことを自然を守るためにされるのかということについて、お尋ねします。

○観光課長 自然公園法の中でやっていくということですが、今現在、市の考えている活用の状況であれば、環境影響評価は必要ないですが、これから具体的に、例えばどの場所にどんな工法でということが出てこようかと思います。その際に、自然公園法上の規定上、それは強制ではないかもしれないですけど、環境影響評価をすべきだという指導が来ることも考えられます。そういったときには、きちんと対応しないといけないと思ってますので、自然公園法の申請の中できちんと必要な対応を図っていきたいということでございます。

○広畑議員 我々議会としても、一応自然は守るというのが大前提にあると思うんです。それは市もそのようなことをおっしゃったわけで、その上、汽水域にあるものとか、今ある自然を守っていくんだということになると、環境影響評価が必要なのかどうかというよりも、どう守っていくのかと。どのぐらいの信念を持って、自然公園を守っていくのかという部分について聞いたかったんですが、今の答えでも分からんでもないですけど、もう少し詳しく教えていただいたらありがたいんですけど。

○観光課長 我々が今、包ヶ浦自然公園の利活用で考えてるのは、あくまでも保存があって、その中での利活用でございます。自然を決して壊すためにやっている事業ではありませんので、できれば、今よりもっと自然がよくなるような事業にはどうすべきかということを考えていきたいので、その中で費用の問題も考えなくてはいけない。その1つの手法が市の案でございますので、きちんと自然については、行政で責任を持って守っていくということでございます。

○高橋議員 今回、利活用の方針の策定ということで、裏を返せば、まだまだ市民に理解してもらえてないという思いがあって、そのために、もう一回ちゃんとした方針を定めて、それを広く市民に公開するという思いがあるのかなというんで、それは一つ評価したいと思います。その策定に当たっては幅広い意見を集約するためと書いてあるんですけど、いろいろ、宮島の島民の方の7割が署名されておられて、反対の声が大きいとかいう声もありますけれども、私は包ヶ浦自然公園は、自然公園法の集団施設地区ということになると、国民の保養の場であって、自然を守る場であり、なおかつ保養とか強化に資する場にするというところと、あと市民の保養の場と自然を守る場ということが網にかかっていると、宮島の方だけでなく、広く市民の中の声を反映するような人を入れていただきたいし、そういう意味で有識者も入れていただきたいと思うんですが、その選び方について、今後話するということでしょうけれども、何か案がお持ちなのか伺いたします。

○観光課長 今時点で、こういった人をという案はございません。その辺りも協議会の中で、どういった方がふさわしいのか、どういった方を入れるべきなのかということも含めて、その協議体の在り方、部会がいいのかどうかというところもあるかと思いますが、その辺りも皆さんの御意見を頂きながら進めていけたらと考えております。

○高橋議員 守る会の方々も行政、市民、島民、有識者、関係者を交えて話をしてほしいということをおっしゃられるんで、ぜひ私は守る会の方だけでなく、どっちかというと沿岸部の市民もすごくこのことに関して今、関心を持っておられるんで、ぜひそういった人たちの意見も反映できるような、そういった意味で言ったらある程度有識者にしっかりと入ってもらって、声を上げてもらうというのも大事だと思うんで、できたらそのことも言うておきたいと思いますが、再度繰り返になりますけど、協議会でぜひそういったことも含めて議論していただきたいんですけど、どうでしょうか。

○観光課長 そのように準備は進めてまいりたいと思います。

○山崎議員 包ヶ浦の自然を守っていく上で、当然自然は守っていく、壊さない。また、課長から今よりはさらによい状態にいう話があったんですけども、要は、自分たちがもしこの計画が進んでいったときに、自然は一切守っていますよ、壊してませんよという担保する上でも、現状の汽水域のことを守る会の方は非常に言われてたんで、干満時の塩分濃度とか、雨天また晴天時の塩分濃度、いろいろなところを再度近々に調査をされて、今はこういう状態です。この計画が1年後、2年後、3年後になるかもしれません。何も手をつけてない状態でも、そこで悪化している場合もあると思うんですよね。それを担保する上でも、近々に調査をされたほうがよいと思うんですけども、この辺どう思われますか。

○観光課長 その辺りの基本事項につきましては、もう近々に着手して、我々が気づいてない部分もあるかもしれませんので、きちんとまとめたいと思っております。

○吉屋議員 5ページですけれども、文化庁の見解ではっていうところで、今回のこの全協の前に、担当課の方が文化庁に対しては、どのように問いかけをして、どのような返事でこうだったのかを、もう一度付け加えて説明いただけたらと思います。

○観光課長 文化庁に電話をいたしまして、話をさせていただきました。今現状の何もその計画が出ていない具体的がない中で、向こうとしても、いい、悪いという判断はできないという前提の中ですけれども、一般論のことと今の活用状況、そして我々が考えている話、今実際に使われてる平地、ここを活用して、高さ制限とかそういった規制も守った中で何かする際に、文化庁として気をつけることであるとか、そういったことがございますかって話をさせていただきました。その中で、環境影響評価についてもありまして、環境影響評価というのは、基本的には自然公園法の中ですべきだということ、文化財については文化財の観点、世界遺産の観点で見るということでございまして、ただやはり今の世界文化遺産の影響がないのであれば、そこについては問題ないという回答を頂いております。

○吉屋議員 おっしゃることはすごくよく分かるんですけど、この書いてある文言がそもそも特別史跡及び特別名勝として指定する際に、これは昭和27年の話ですよ、そのときに様々な環境調査を実施しており、改めての調査は必要ないというのは今の説明とちょっと合わないかなと思って確認させてもらったんですけど、文化庁に関して、その説明いただいているのであればそれはいいです。で、ちょっとほかの議員と質問が重なりますが、こういった形をするかは置いておいても、より包ヶ浦自然公園の自然がよくなる、守るっていう表現がありましたけど、その考えとしては方針が決まってないにしても、公共ゾーンを充実させることによって、守るという見解なのか、どちらにしても、なかなか全体的な方向性を決めて方針を決めてっていう段階で、よくなる、今よりよりよくなるっていうのは、こういった思いでそういう答弁されたのか、お願いします。

○観光課長 今よりよくなる、もちろん公共エリアの活用するのは充実をさせたいというのが1点です。あともう1つは、大きくは過去の写真を見ると、暴風林のような形で海浜には松がかなり植わっておりました。そういったものも今はなくなっている。広島大学の先生にも聞くと、木というのは例えば落葉樹であっても、ある程度定期的には植え替えが必要であるということも伺っております。そういった、古くなった木をそのまま放置しておくのではなく、ある程度手を入れる必要があるのかなと思っております。それはもちろん鹿が食べる草の問題とかもありますので、そういったことはきちんと保護しながら、海浜の松であるとか、そういったものをきちんとよみがえらしていき、汽水域の生物をきちんと守っていく、こういったことをやっていきたいと考えております。

○大畑議員 ヘリポートのことなんですが、まだちょっとよく分からないところがあるんですが、7ページで黄色のところ、移転後飛行場外離着陸場となっていますが現状の臨時ヘリポートというところが、宿泊エリアになりますよね。ここで、事業者がここにヘリポートにして、ヘリポートでお客さんを運びたいという場合に使えるということなんでしょうか。

○観光課長 今の臨時ヘリポートと書いてあるところが赤であるとか緑であるところでございます。で、ここについては、黄色のところに移転させたい。ということがあるのが、このエリアが今の案では宿泊施設エリアになっておりますが、その中に例えば救急ヘリであるとか、物資のヘリを活用する広場ではなくなるということがありますので、そういった広場をどこかに移転して機能は保持しなくてはいけないということでございます。そこに対して、この利用者が使ってはいいかと言われると、その辺りは、その内容を見て許可することは十分にあらうかと思っております。

○大畑議員 分かりました。事業者がそこをもしかしてヘリポートで使うかもしれないというようなことだったと思います。この青色の災害発生時に大型ヘリの要請を行う場合の用地として確保というところなんですが、ここはもう空き地のままで置いておくということなんですけれども、ここもヘリが、ここはもう交通アクセスには使わないということなんでしょうか。緊急時のみということでしょうか。

○観光課長 青い部分については緊急時のみで今考えております。で、先ほどのすいません、質問のもし誤解があったらいけないんですが、黄色の部分で、この宿泊のもし事業者来たときに、この黄色い部分から遊覧をさせるとかそういった事業をさすことは考えてません。あくまでも交通の結節の1つですよということでございますので。

○岡本議員 これまで上質な宿泊施設の誘致促進事業ということを進めてきて、ある意味不安や、混乱を招いたという反省もされていたわけで、その中で宮島包ヶ浦自然公園の利活用方針を策定するというので、先ほど高橋議員からもありましたけれども、幅広く市民の意見を取り入れるというか、専門家や有識者、あるいは私が県の職員、そういうところも、その協議会の中に加わってもらって、相当権限も強くしながら、幅広く意見を取り入れられるような協議会にしていくべきと思うんですよ。これ読むと、協議会メンバー以外の参画の方法にとあるんですが、協議会自体をもっと大きなというか、そういうものに変えていって、そこから、それこそこれまであったいろんなことを反省をし、ある意味ゼロから、いろいろと出発をするというか、包ヶ浦の開発をどうするかということを進めていくべきと思うんですが、いかがでしょうか。

○観光課長 きちんと要綱まで定めた協議会でございますので、その中でこういった意見があったということは伝えた中で、今後どのように進めていくかっていうのは、また協議してまいりたいと思います。

○高橋議員 最後確認なんですけど、今、もう1回ゼロベースで協議をしてほしいとかいう声もありますけれども、この包ヶ浦自然公園自体は、市が言った自然公園法の集団施設地区としての縛りというか、それ自体は変えないということで確認してよろしいでしょうか。

○観光課長 集団地区としての縛りは変えるつもりはございません。そのままでございます。ですから集団地区でできる事業、それをやっていくということでございます。

○佐々木（雄）議員 文化課にお伺いするんですが、今回もし開発していくとなると、埋蔵文化財についてはあるんでしょうか。

○文化財課長 今議員さん、お見込みのとおりでございます、文化財保護法、現状変更手続の中でしっかり埋蔵文化財も確認をしまいたいと思います。

○議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これをもって質疑を終結いたします。ここで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

休憩 午後２時21分

再開 午後２時27分

~~~~~○~~~~~

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。これより必要であれば議員間協議を行いたいと思いますが、議員間協議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 議員間協議なしと認めます。以上をもって本日の案件はすべて終了いたしました。これにて議員全員協議会を閉会といたします。

~~~~~○~~~~~

閉会 午後２時27分

このサイトの全ての著作権は廿日市市議会が保有し、国内の法律または国際条約で保護されています。

Copyright (c) HATSUKAICHI CITY ASSEMBLY MINUTES, All rights reserved.